

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況調査結果

【化学物質系評価グループ】

1 添加物

L-アスコルビン酸 2-グルコシド	1
ステアリン酸マグネシウム	2
リン酸三マグネシウム	3
酸化マグネシウム	4
炭酸マグネシウム	5
亜硫酸塩類（亜硫酸ナトリウム）	6
亜硫酸塩類（次亜硫酸ナトリウム）	7
亜硫酸塩類（二酸化硫黄）	8
亜硫酸塩類（ピロ亜硫酸ナトリウム）	9
亜硫酸塩類（ピロ亜硫酸カリウム）	10
メチルヘスペリジン	11
タール色素	12
アセスルファミカリウム	13
コウジ酸	14
2,3,5,6-テトラメチルピラジン	15
グルコン酸亜鉛	16
グルコン酸銅	17
イソプタノール	18
2-エチル-3（5or6）-ジメチルピラジン	19
アカネ色素	20
ステアリン酸カルシウム	21
プロパノール	22

2 農薬

EPN	23
エチクロゼート	24
オキサジクロメホン	25
クロルピリホス	26
ジクロシメット	27
テブラロキシジム	28
トリネキサパックエチル	29
ファモキサドン	30
フェノキサニル	31
フェノキサプロップエチル	32

フェントラザミド	33
フェンピロキシメート	34
フルアジナム	35
フルミオキサジン	36
マレイン酸ヒドラジド	37
ノバルロン	38
ピリダリル	39
ボスカリド	40
エチプロール	41

3 動物用医薬品

イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）	42
牛用マンヘミア・ヘモリチカ 1 型菌不活化ワクチン	44
ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン	46
サラフロキサシン	48
ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン	49
ダノフロキサシン	50
カルバドックス	51
鳥インフルエンザ不活化ワクチンの使用に係る肉、卵その他食品・ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤（フェバンテル）	54
鶏伝染性気管支炎生ワクチン（“京都微研” ポールセーバー IB）	57
豚ボルデテラ感染症精製（アフィニティークロマトグラフィ一部分精製）・豚パストツレラ症混合（油症アジュバンド加）不活化ワクチン（スワイバック AR コンボ 2）	59
牛用インターフェロンアルファ経口投与剤（ビムロン）	61
プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤（ブリッド ティゾー）及び（ユニブリッド）（プロゲステロン及び安息香酸エストラジオール）	63
牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン（“京都微研” キャルウィン-6）	65
鶏サルモネラ症（油性アジュバンド加）不活性ワクチン（オイルバックス SET）	67

4 器具・容器包装	
化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート (PET) を主成分とする合成樹脂製の容器包装	69
化学分解法 (ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート (BHET) に分解して再重合する方法) により再生したポリエチレンテレフタレート (PET) を主成分とする合成樹脂製の容器包装	70

【生物系評価グループ】

1 ウイルス	
疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し	71
2 プリオン	
伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について	73
アルカリ処理をした液状の肉骨粉等	74
牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正	76
BSE発生国からの牛受精卵の輸入	79
豚由来たん白質等の飼料利用	80
3 かび毒・自然毒等	
パツリン	82
シンフィツム (いわゆるコンフリー) 及びこれを含む食品	83

【新食品等評価グループ】

1 遺伝子組換え食品等	
トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種	84
MON810 (鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ) と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種	85
LLCotton25 (除草剤耐性ワタ)	86
鞘翅目 (コウチュウ目) 害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統と鱗翅目 (チョウ目) 害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種	87
ラウンドアップ・レディー・テンサイ H7-1 系統	88

2 新開発食品	
ファイバー食パン 爽快健美	89
豆鼓 つぶタイプ	90
ヘルシーコレステ	91
エコナマヨネーズタイプ	92
プレティオ	93
マインズ < 毎飲酢 > リンゴ酢ドリンク	94
健康博士 ギャバ	95
LC1 ヨーグルト	96
グリコ ヨーグルト GCL1001	97
サウロパス・アンドロジナス (いわゆるアマメシバ)	98
オリゴメイト S-HP	99
リセッタ 健康ソフト	100
ピュアセレクトサラリア	101
チチャス低糖ヨーグルト	102
クエーカーオートミール	103
ブレンディ コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー	104
ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ	105
ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー	106
ブレンディ コーヒーオリゴ入りミックスコーヒー	107
リポスルー	108
ヘルシープラス 野菜 MIX ゼリー	109
毎日海菜 海苔ペプチド	110
キューピーコントロール	111
キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント	112
健康道場 おいしい青汁	113
ゴマペブ茶	114
3 肥料・飼料等	
アスタキサンチン	115
カンタキサンチン	117
焼成りん肥	119
混合汚泥複合肥料	120
熔成汚泥灰複合肥料	121

【添加物】

評価品目名	L-アスコルビン酸 2-グルコシド
評価品目の分類	添加物
用途	栄養強化
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701016 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	添加物として新たに定めるに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「ADI を設定する必要がない」との評価の結果は妥当と考える。 (平成 15 年 9 月 25 日府食第 129 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 10 月 28 日)において審議され、食品添加物としての指定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量(ADI)に関する評価結果と、推定される 1 日摂取量から、使用基準は設定せず、成分規格を設定した上で、添加物として指定して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 10 条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。なお、併せて、同法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 (2)実施状況 施行規則の一部を改正する省令を平成 16 年 1 月 20 日に公布して同日施行。また、添加物の規格に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	ステアリン酸マグネシウム
評価品目の分類	添加物
用途	保健機能食品用カプセル剤及び錠剤の製造
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701016号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定めるに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「ADIを設定する必要はないものとする」との評価の結果は妥当と考える。 (平成15年7月31日府食第34号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年9月17日)において審議され、食品添加物としての指定について、同日、厚生労働大臣に答申。</p> <p>(2) リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量(ADI)に関する評価結果と、指定要請の経緯から、使用基準及び成分規格を設定して、添加物として指定して差し支えないとされた。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1) 施策の概要 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。なお、併せて、同法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準及び成分規格を設定。</p> <p>(2) 実施状況 施行規則の一部を改正する省令を平成16年1月20日に公布して同日施行。また、添加物の規格基準に関する告示を平成16年1月20日に公布し、同日施行。</p>
施策の実効性確保措置	省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	リン酸三マグネシウム
評価品目の分類	添加物
用途	栄養強化など
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701016 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	添加物として新たに定めるに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「安全性の懸念は少ないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。 (平成 15 年 7 月 31 日府食第 34 号)
評価関連の特記事項	栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児～小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべきである旨が評価結果とともに伝えられた。
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 9 月 17 日)において審議され、食品添加物としての指定について、同日、厚生労働大臣に答申。また、食品衛生分科会(平成 16 年 3 月 16 日)において審議され、栄養機能食品の表示の基準の一部改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量(ADI)に関する評価結果から、成分規格を設定して、添加物として指定して差し支えないとされた。また、食品安全委員会の意見を踏まえ、マグネシウムの栄養機能食品の表示に関する基準において、乳幼児・小児がマグネシウムを過剰に摂取することのないよう注意事項を付すこととされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 10 条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。なお、併せて、同法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 また、食品衛生法施行規則第 21 条及び健康増進法第 31 条に基づき、栄養機能食品の表示基準を改正し、マグネシウムを追加。 (2)実施状況 施行規則の一部を改正する省令を平成 16 年 1 月 20 日に公布して同日施行。また、添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。さらに、栄養機能食品の表示基準改正告示を平成 16 年 3 月 25 日に公布し、同年 4 月 1 日から施行。
施策の実効性確保措置	省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	酸化マグネシウム
評価品目の分類	添加物
用途	栄養強化など
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701017号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性は他のマグネシウム塩と同程度であると考えた」との評価の結果は妥当と考える。 (平成15年7月31日府食第35号)
評価関連の特記事項	栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児～小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべきである旨が評価結果とともに伝えられた。
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年9月17日)において審議され、使用基準の廃止について、同日、厚生労働大臣に答申。 また、食品衛生分科会(平成16年3月16日)において審議され、栄養機能食品の表示の基準の一部改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量(ADI)に関する評価結果から、使用基準を廃止して差し支えないとされた。また、食品安全委員会の意見を踏まえ、マグネシウムの栄養機能食品の表示に関する基準において、乳幼児・小児がマグネシウムを過剰に摂取することのないよう注意事項を付すこととされた。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品衛生法第11条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準を廃止。 また、食品衛生法施行規則第21条及び健康増進法第31条に基づき、栄養機能食品の表示基準を改正し、マグネシウムを追加。 (2) 実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成16年1月20日に公布し、同日施行。さらに、栄養機能食品の表示基準改正告示を平成16年3月25日に公布し、同年4月1日から施行。
施策の実効性確保措置	省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	炭酸マグネシウム
評価品目の分類	添加物
用途	栄養強化など
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性は他のマグネシウム塩と同程度であると考えた」との評価の結果は妥当と考える。 (平成 15 年 7 月 31 日府食第 35 号)
評価関連の特記事項	栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児～小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべきである旨が評価結果とともに伝えられた。
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 9 月 17 日)において審議され、使用基準の廃止について、同日、厚生労働大臣に答申。 また、食品衛生分科会(平成 16 年 3 月 16 日)において審議され、栄養機能食品の表示の基準の一部改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量(ADI)に関する評価結果から、使用基準を廃止して差し支えないとされた。また、食品安全委員会の意見を踏まえ、マグネシウムの栄養機能食品の表示に関する基準において、乳幼児・小児がマグネシウムを過剰に摂取することのないよう注意事項を付すこととされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準を廃止。 また、食品衛生法施行規則第 21 条及び健康増進法第 31 条に基づき、栄養機能食品の表示基準を改正し、マグネシウムを追加。 (2)実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。さらに、栄養機能食品の表示基準改正告示を平成 16 年 3 月 25 日に公布し、同年 4 月 1 日から施行。
施策の実効性確保措置	省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	亜硫酸塩類（亜硫酸ナトリウム）
評価品目の分類	添加物
用途	漂白剤など
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性について現段階で新たな対応をとる必要はないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。 （平成 15 年 9 月 25 日府食第 130 号）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会（平成 15 年 10 月 28 日）において審議され、使用基準の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量（ADI）に関する評価結果と推定される一日摂取量から、使用基準を改正して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準を改正。 (2) 実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	亜硫酸塩類（次亜硫酸ナトリウム）
評価品目の分類	添加物
用途	漂白剤など
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性について現段階で新たな対応をとる必要はないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。 （平成 15 年 9 月 25 日府食第 130 号）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会（平成 15 年 10 月 28 日）において審議され、使用基準の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量（ADI）に関する評価結果と推定される一日摂取量から、使用基準を改正して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準を改正。 (2)実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	亜硫酸塩類（二酸化硫黄）
評価品目の分類	添加物
用途	漂白剤など
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性について現段階で新たな対応をとる必要はないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。 （平成 15 年 9 月 25 日府食第 130 号）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会（平成 15 年 10 月 28 日）において審議され、使用基準の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量（ADI）に関する評価結果と推定される一日摂取量から、使用基準を改正して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準を改正。 (2) 実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	亜硫酸塩類（ピロ亜硫酸ナトリウム）
評価品目の分類	添加物
用途	漂白剤など
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性について現段階で新たな対応をとる必要はないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。 （平成 15 年 9 月 25 日府食第 130 号）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会（平成 15 年 10 月 28 日）において審議され、使用基準の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量（ADI）に関する評価結果と推定される一日摂取量から、使用基準を改正して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準を改正。 (2)実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	亜硫酸塩類（ピロ亜硫酸カリウム）
評価品目の分類	添加物
用途	漂白剤など
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性について現段階で新たな対応をとる必要はないと考えられる」との評価の結果は妥当と考える。 （平成 15 年 9 月 25 日府食第 130 号）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会（平成 15 年 10 月 28 日）において審議され、使用基準の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量（ADI）に関する評価結果と推定される一日摂取量から、使用基準を改正して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準を改正。 (2) 実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	メチルヘスペリジン
評価品目の分類	添加物
用途	強化剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701018 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	添加物の規格を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	メチルヘスペリジンの含量規格の改正については、特に安全上の問題はないものとする (平成 15 年 7 月 24 日府食第 28 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 6 月 27 日)において審議され、規格の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による特に安全上の問題はないとの評価結果を踏まえ、規格を改正して差し支えない旨の答申は変更なし。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、成分規格を改正。 (2)実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成 15 年 10 月 16 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	タール色素
評価品目の分類	添加物
用途	着色料
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701023号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物の規格を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	タール色素の規格の改正については、特に安全上の問題はないものとする。 (平成15年9月25日府食第131号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会添加物部会(平成16年1月27日)において審議され、規格の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。</p> <p>(2) リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による特に安全上の問題はないとの評価結果を踏まえ、一般試験法及び成分規格を改正することが適当であるとされた。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1) 施策の概要 食品衛生法第11条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、一般試験法及び成分規格を改正。</p> <p>(2) 実施状況 添加物の規格に関する告示を平成16年2月27日に公布し、同日施行。</p>
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	アセスルファミウム
評価品目の分類	添加物
用途	甘味料
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701017 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた一日摂取許容量 (ADI) を 0 ~ 15 mg / kg 体重 / 日と設定するとの評価の結果は妥当と考える。 (平成 15 年 8 月 28 日府食第 69 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会 (平成 15 年 9 月 17 日) において審議され、使用基準の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会の許容一日摂取量 (ADI) に関する評価結果と推定される 1 日摂取量から、使用基準を改正して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準を改正。 (2)実施状況 添加物の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	コウジ酸
評価品目の分類	添加物
用途	製造用剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701019 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	添加物の基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われた「マウスで肝細胞腫瘍の発生が認められ、ラットでも肝発がん性の可能性が示唆され、遺伝毒性については試験結果が錯綜し、明確ではないが、遺伝毒性を有する可能性は低いながらも否定できない」との評価の結果は妥当と考える。 (平成 15 年 7 月 24 日府食第 29 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 6 月 27 日)において審議され、食品一般の製造、加工及び調理基準並びに保存基準の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、添加物たるコウジ酸を使用してはならないよう食品の基準を改正。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、食品の製造等の基準を改正。 (2) 実施状況 食品・添加物等の規格基準に関する告示を平成 15 年 10 月 16 日に公布し、同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	2,3,5,6-テトラメチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 11 月 21 日付け厚生労働省発食安第 1121004 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	添加物として新たに定め、あわせて、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	2,3,5,6-テトラメチルピラジンを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 (平成 16 年 5 月 27 日府食第 592 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 16 年 6 月 16 日)において審議され、食品添加物としての指定について、平成 16 年 9 月 2 日、厚生労働大臣に答申。</p> <p>(2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会における評価結果を踏まえ、使用基準及び成分規格を設定して、添加物として指定して差し支えないとされた。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1)施策の概要 食品衛生法第 10 条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。なお、併せて、同法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準及び成分規格を設定。</p> <p>(2)実施状況 施行規則の一部を改正する省令及び添加物の規格に関する告示を 12 月公布予定。(平成 16 年 11 月現在)</p>
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	グルコン酸亜鉛
評価品目の分類	添加物
用途	亜鉛の栄養強化
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年12月2日付け厚生労働省発食安第1202004号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	グルコン酸亜鉛の許容上限摂取量(UL)を亜鉛として30mg/ヒト/日と設定する。 なお、今回評価を行ったULは成人を対象としたものであり、乳幼児～小児が過剰に亜鉛を摂取することがないように、適切な注意喚起が行われるべきであるとされた。 (平成16年5月27日府食第589号)
評価関連の特記事項	成人においても、今後、亜鉛の過剰摂取が生じないように注意が必要であり、実際の摂取量の把握及びその結果を踏まえた措置の検討も必要と考えられる。
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成16年6月16日)において審議され、食品添加物の使用基準改正については、平成16年9月2日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会における評価結果を踏まえ、使用基準を改正することが適当であるとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正。 (2)実施状況 添加物の使用基準に関する告示を12月公布予定。(平成16年11月現在)
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	グルコン酸銅
評価品目の分類	添加物
用途	銅の栄養強化
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 12 月 2 日付け厚生労働省発食安第 1202005 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	グルコン酸銅の許容上限摂取量(UL)を銅として 9mg/ヒト/日と設定する。 なお、今回評価を行った UL は成人を対象としたものであり、乳幼児～小児が過剰に銅を摂取することがないように、適切な注意喚起が行われるべきであるとされた。 (平成 16 年 5 月 27 日府食第 588 号)
評価関連の特記事項	成人においても、今後、銅の過剰摂取が生じないように注意が必要であり、実際の摂取量の把握及びその結果を踏まえた措置の検討も必要と考えられる。
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 16 年 6 月 16 日)において審議され、食品添加物の使用基準改正について、平成 16 年 9 月 2 日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会における評価結果を踏まえ、使用基準を改正することが適当であるとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正。 (2)実施状況 添加物の使用基準に関する告示を 12 月公布予定。(平成 16 年 11 月現在)
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	イソブタノール
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年11月21日付け厚生労働省発食安第1121002号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、あわせて、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	イソブタノールを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 (平成16年5月27日府食第590号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成16年6月16日)において審議され、食品添加物としての指定について、平成16年9月8日、厚生労働大臣に答申。</p> <p>(2) リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会における評価結果を踏まえ、使用基準及び成分規格を設定して、添加物として指定して差し支えないとされた。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1) 施策の概要 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。なお、併せて、同法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準及び成分規格を設定。</p> <p>(2) 実施状況 施行規則の一部を改正する省令及び添加物の規格に関する告示を12月公布予定。(平成16年11月現在)</p>
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年11月21日付け厚生労働省発食安第1121003号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、あわせて、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジンを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 (平成16年5月27日府食第591号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成16年6月16日)において審議され、食品添加物としての指定について、平成16年9月2日、厚生労働大臣に答申。</p> <p>(2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会における評価結果を踏まえ、使用基準及び成分規格(一般試験法を含む)を設定して、添加物として指定して差し支えないとされた。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1)施策の概要 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。なお、併せて、同法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、使用基準及び成分規格を設定。</p> <p>(2)実施状況 施行規則の一部を改正する省令及び添加物の規格に関する告示を12月公布予定。(平成16年11月現在)</p>
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	アカネ色素
評価品目の分類	添加物
用途	着色料
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成16年6月18日付け厚生労働省発食安第0618001号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第11号
評価目的	食品添加物「アカネ色素」を既存添加物名簿から削除するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	腎臓以外の臓器の所見等について、今後とも情報収集が必要であるが、提出された資料からは、遺伝毒性及び腎臓への発がん性が認められており、アカネ色素についてADIを設定できない。 (平成16年7月2日府食第719号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成16年7月5日)において審議され、同日、食品添加物「アカネ色素」を既存添加物名簿から削除することについて適当であると厚生労働大臣に答申。</p> <p>(2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品添加物「アカネ色素」を既存添加物名簿から削除することとされた。また、食品衛生上の危害の発生を防止するため、緊急を要すると考えられたことから早急に施行することとされた。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1)施策の概要 食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律附則第2条の2第1項に基づく既存添加物名簿の改正。</p> <p>(2)実施状況 食品・添加物等の規格基準に関する告示を平成16年7月9日に公布し、同年10月9日施行。</p>
施策の実効性確保措置	答申及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、日本食品衛生協会、日本食品添加物協会、日本健康・栄養食品協会、健康業界団体連絡会、消費者団体にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	ステアリン酸カルシウム
評価品目の分類	添加物
用途	安定剤、増粘剤、固結防止剤等
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 16 年 3 月 4 日付け厚生労働省発食安第 0304001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	添加物として新たに定め、あわせて、成分規格を設定するにあたっての食品健康影響評価
評価結果の概要	ステアリン酸カルシウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADI を設定する必要はない。 (平成 16 年 7 月 29 日府食第 795 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 16 年 10 月 15 日)において審議され、食品添加物としての指定について、平成 16 年 11 月 9 日、厚生労働大臣に答申。</p> <p>(2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会における評価結果を踏まえ、成分規格を設定した上で、添加物として指定して差し支えないとされた。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1)施策の概要 食品衛生法第 10 条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。なお、併せて、同法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。</p> <p>(2)実施状況 施行規則の一部を改正する省令及び添加物の規格に関する告示を 12 月公布予定。(平成 16 年 11 月現在)</p>
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【添加物】

評価品目名	プロパノール
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年11月21日付け厚生労働省発食安第1121005号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、あわせて、使用基準及び成分規格を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	プロパノールを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念はないと考えられる。 (平成16年9月9日府食第929号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会において、添加物の指定の可否、使用基準及び成分規格に審議を行っているところ。(平成16年12月現在) (2) リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 (2) 実施状況 薬事・食品衛生審議会の審議・答申を経て、施行規則、添加物の規格基準を改正する予定。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	EPN
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。 EPN 0.0014 mg / kg体重 / 日 (平成 15 年 9 月 18 日府食第 119 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会 (平成 15 年 10 月 28 日) において審議され、食品規格 (農薬の残留基準) の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量 (ADI) を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成 16 年 2 月 25 日に公布し、同年 9 月 1 日に施行。ただし、一部の基準は同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生指定検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	エチクロゼート
評価品目の分類	農薬
用途	植物成長調整剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。 エチクロゼート 0.17 mg/kg体重/日 (平成15年9月18日府食第119号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2) 実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生指定検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	オキサジクロメホン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。 オキサジクロメホン 0.0090 mg / kg体重 / 日 (平成 15 年 9 月 18 日府食第 119 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会 (平成 15 年 10 月 28 日) において審議され、食品規格 (農薬の残留基準) の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量 (ADI) を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成 16 年 2 月 25 日に公布し、同年 9 月 1 日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生指定検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	クロルピリホス
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。 クロルピリホス 0.01 mg/kg体重/日 (平成15年9月18日府食第119号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2) 実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。ただし、一部の基準は同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生指定検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	ジクロシメット
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。 ジクロシメット 0.005 mg / kg 体重 / 日 (平成 15 年 9 月 18 日府食第 119 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会 (平成 15 年 10 月 28 日) において審議され、食品規格 (農薬の残留基準) の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量 (ADI) を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2) 実施状況 食品規格に関する告示を平成 16 年 2 月 25 日に公布し、同年 9 月 1 日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生指定検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	テブラロキシジム
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。 テブラロキシジム 0.05 mg/kg体重/日 (平成15年9月18日府食第119号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2) 実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生指定検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	トリネキサパックエチル
評価品目の分類	農薬
用途	植物成長調整剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。 トリネキサパックエチル 0.0059 mg / kg体重 / 日 (平成 15 年 9 月 18 日府食第 119 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会 (平成 15 年 10 月 28 日) において審議され、食品規格 (農薬の残留基準) の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量 (ADI) を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成 16 年 2 月 25 日に公布し、同年 9 月 1 日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生指定検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	ファモキサドン
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。 ファモキサドン 0.012 mg/kg体重/日 (平成15年9月18日府食第119号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生指定検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	フェノキサニル
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。 フェノキサニル 0.0069 mg / kg体重 / 日 (平成 15 年 9 月 18 日府食第 119 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会 (平成 15 年 10 月 28 日) において審議され、食品規格 (農薬の残留基準) の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量 (ADI) を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成 16 年 2 月 25 日に公布し、同年 9 月 1 日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生指定検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	フェノキサプロップエチル
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。 フェノキサプロップエチル 0.0028 mg/kg体重/日 (平成15年9月18日府食第119号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生指定検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	フェントラザミド
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。 フェントラザミド 0.0052 mg / kg体重 / 日 (平成 15 年 9 月 18 日府食第 119 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会 (平成 15 年 10 月 28 日) において審議され、食品規格 (農薬の残留基準) の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量 (ADI) を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成 16 年 2 月 25 日に公布し、同年 9 月 1 日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生指定検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	フェンピロキシメート
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。 フェンピロキシメート 0.0097 mg/kg体重/日 (平成15年9月18日府食第119号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2) 実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。ただし、一部の基準は同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生指定検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	フルアジナム
評価品目の分類	農薬
用途	殺菌剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。 フルアジナム 0.01 mg / kg体重 / 日 (平成 15 年 9 月 18 日府食第 119 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会 (平成 15 年 10 月 28 日) において審議され、食品規格 (農薬の残留基準) の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量 (ADI) を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成 16 年 2 月 25 日に公布し、同年 9 月 1 日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生指定検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	フルミオキサジン
評価品目の分類	農薬
用途	除草剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701012号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量(ADI)を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。 フルミオキサジン 0.018 mg/kg体重/日 (平成15年9月18日府食第119号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年10月28日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2) 実施状況 食品規格に関する告示を平成16年2月25日に公布し、同年9月1日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生指定検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	マレイン酸ヒドラジド
評価品目の分類	農薬
用途	植物成長調整剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701012 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性部会・残留農薬部会合同部会において行われた農薬の一日摂取許容量 (ADI) を以下のとおり設定するとの評価結果を妥当とした。 マレイン酸ヒドラジド 0.25 mg / kg 体重 / 日 (平成 15 年 9 月 18 日府食第 119 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会 (平成 15 年 10 月 28 日) において審議され、食品規格 (農薬の残留基準) の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量 (ADI) を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2) 実施状況 食品規格に関する告示を平成 16 年 2 月 25 日に公布し、同年 9 月 1 日に施行。ただし、一部の基準は同日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生指定検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	ノバルロン
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 10 月 29 日付け厚生労働省発食安第 1029001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	ノバルロンの一日摂取許容量を 0.011 mg / kg体重 / 日と設定する。 (平成 15 年 12 月 25 日府食第 439 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 16 年 4 月 28 日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2) 実施状況 食品規格に関する告示を平成 16 年 6 月 4 日に公布し、同年 7 月 4 日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	ピリダリル
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働大臣からの要請 (平成 15 年 10 月 29 日付け厚生労働省発食安第 1029001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	ピリダリルの一日摂取許容量を 0.028 mg / kg 体重 / 日と設定する。 (平成 16 年 1 月 15 日府食第 37 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 16 年 6 月 16 日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成 16 年 7 月 6 日に公布し、同年 8 月 6 日施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	ボスカリド
評価品目の分類 用途	農薬 殺菌剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年11月17日付け厚生労働省発食安第1117002号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	ボスカリドの一日摂取許容量を0.044mg/kg体重日と設定する。 (平成16年5月20日府食575号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成16年6月16日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、厚生労働大臣に答申(平成16年11月9日)。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年12月15日に公布し、平成17年1月15日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	エチプロール
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 10 月 29 日付け厚生労働省発食安第 1029001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	エチプロールの日摂取許容量を 0.005mg/kg 体重日と設定する。 (平成 16 年 7 月 22 日府食 771 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 16 年 10 月 15 日)において審議され、食品規格(農薬の残留基準)の設定について、厚生労働大臣に答申(平成 16 年 11 月 9 日)。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 推定される摂取量が、食品安全委員会の設定した許容一日摂取量(ADI)を超えないように、残留基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2) 実施状況 食品規格に関する告示を平成 16 年 12 月 15 日に公布し、平成 17 年 1 月 15 日に施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、環境省、日本食品衛生協会、食品衛生登録検査機関協会、農薬工業会にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ハエの駆除剤
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成 15 年 10 月 31 日付け厚生労働省発食安第 1031001 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）が適切に使用される限りにおいて、動物がイミダクロプリドに暴露され、食品中にイミダクロプリドが移行・残留し、ヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成 16 年 1 月 15 日府食第 36 号の 2）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（平成 16 年 2 月 2 日）において審議され、食品規格（残留基準）は設定しないことを食品衛生分科会（平成 16 年 3 月 16 日）に報告。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格（残留基準）を設定しない。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品規格（残留基準）を設定しない。 (2) 実施状況 薬事法の承認を与えない事由に該当しない旨を平成 16 年 2 月 2 日に農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ハエの駆除剤
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	農林水産省からの要請 （平成 15 年 10 月 31 日付け 15 消安第 3008 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 8 号
評価目的	動物用医薬品についての（輸入の）承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）が適切に使用される限りにおいて、動物がイミダクロプリドに暴露され、食品中にイミダクロプリドが移行・残留し、ヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 （平成 16 年 1 月 15 日府食第 36 号の 1）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会動物用医薬品等部会動物用一般薬品調査会において審議された後、同審議会動物用医薬品等部会に報告された。（平成 15 年 5 月 22 日） (2)リスク評価結果と検討結果との関係 評価結果を踏まえ、動物用医薬品として承認。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（ノックベイト）の輸入を農林水産大臣が承認。 (2)実施状況 平成 16 年 2 月 3 日付け消安第 1304 号で、薬事法第 23 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、承認。
施策の実効性確保措置	承認した動物用医薬品が適切に使用されるため、薬事法第 5 2 条の規定により、用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意が販売時の添付文書等に記載。 薬事法第 77 条の 4 の規定により、医薬品の輸入承認取得者等や薬剤師、獣医師等の医療関係者は、副作用と疑われる疾病等を知った場合は農林水産大臣に報告。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛のマンヘミア・ヘモリチカ1型菌による肺炎の予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年11月11日付け厚生労働省発食安第1111003号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン(リスパバル)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成16年2月26日府食第229号の2)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成16年2月2日)において審議され、食品規格(残留基準)は設定しないことを食品衛生分科会(平成16年3月16日)に報告。</p> <p>(2) リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定しない。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1) 施策の概要 食品規格(残留基準)を設定しない。</p> <p>(2) 実施状況 薬事法の承認を与えない事由に該当しない旨を平成16年2月2日に農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。</p>
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛のマンヘミア・ヘモリチカ1型菌による肺炎の予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成15年11月11日付け15消安第3306号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての(輸入の)承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン(リスポバル)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成16年2月26日府食第229号の1)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会動物用医薬品等部会(平成15年8月22日)で審議終了 平成15年9月8日付け薬食審第0908001号により承認を可とする答申 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、動物用医薬品として承認。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型不活化ワクチンを動物用医薬品として農林水産大臣が承認。 マンヘミア・ヘモリチカ1型による牛の肺炎を予防するために、用法は、1ヶ月齢以上の健康な牛の頸部皮下に1回2mL注射。 本剤注射後4週間以内はと畜場に出荷しないことを薬事法第52条に基づく販売時の添付文書に記載。 (2)実施状況 平成16年5月10日付け16消安第1035号で薬事法第23条において準用する同法第14条第1項に基づき、承認。
施策の実効性確保措置	薬事法第49条第1項に基づく要指示医薬品(獣医師から処方箋の交付又は指示がなければ販売してはならない。)に指定 薬事法第52条の規定に基づく添付文書に出荷制限期間を記載
施策の実施状況に関する監視状況	薬事法に基づき新医薬品に指定し、6年後に再審査。
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ぶりのイリドウイルス感染症、ぶりのピブリオ病、ぶりの溶血性レンサ球菌症の予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年12月18日付け厚生労働省発食安第1218001号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチンが適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成16年2月26日府食第230号の2)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成16年2月2日)において審議され、食品規格(残留基準)は設定しないことを食品衛生分科会(平成16年3月16日)に報告。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定しない。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品規格(残留基準)を設定しない。 (2) 実施状況 薬事法の承認を与えない事由に該当しない旨を平成16年2月2日に農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・ 溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ぶりのイリドウイルス感染症、ぶりのピブリオ病、ぶりの 溶血性レンサ球菌症の予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成 15 年 12 月 18 日付け 15 消安第 4404 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 8 号
評価目的	動物用医薬品についての製造の承認に当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・ 溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチンが適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成 16 年 2 月 26 日府食第 230 号の 1)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会の審議終了(平成 15 年 11 月 27 日) 用法として、ぶりイリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・ぶり 溶血性レンサ球菌症を予防するために、体重約 15g ~ 約 120g のぶりの腹腔内に連続注射器で 0.1ml 注射することを了承。 平成 15 年 12 月 8 日付け薬食審第 1208006 号により答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、動物用医薬品として承認。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 効能をぶりイリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・ぶり 溶血性レンサ球菌症の予防、用法・用量を体重約 15g ~ 約 120g のぶりの腹腔内に連続注射器で 0.1ml 注射することとし、動物用医薬品として農林水産大臣が承認。 (2)実施状況 平成 16 年 4 月 23 日付け 16 消安第 791 号で薬事法第 14 条に規定に基づき承認。
施策の実効性確保措置	水産用ワクチンの取り扱いについて(平成 12 年 4 月 19 日付け水産庁長官通知)により、水産用ワクチン使用に当たっては都道府県の指導機関(家畜保健衛生所、魚病指導センター、水産試験場等)の指示のもとに使用するよう都道府県に対し依頼。 使用上の注意に本剤の使用に当たっては指導機関(家畜保健衛生所、魚病指導センター、水産試験場等)の直接の指導を受けて使用する旨記載。
施策の実施状況に関する監視状況	新医薬品に指定し 6 年後に再審査
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	サラフロキサシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	家禽の細菌感染の治療と予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701022 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われたサラフロキサシンの ADI を $0.30 \mu\text{g} / \text{kg}$ 体重 / 日と設定するとの評価の結果を妥当と考える。 (平成 15 年 7 月 24 日府食第 30 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 6 月 27 日)において審議され、食品規格(残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2) 実施状況 食品規格に関する告示を平成 15 年 11 月 26 日に公布し、平成 16 年 6 月 1 日より適用。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	家畜、家禽の細菌性感染症等の治療
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701022 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われたジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシンの ADI を $50 \mu\text{g} / \text{kg}$ 体重 / 日 (ジヒドロストレプトマイシンとストレプトマイシンの和) と設定するとの評価の結果を妥当と考える。 (平成 15 年 7 月 24 日府食第 30 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会 (平成 15 年 6 月 27 日) において審議され、食品規格 (残留基準) の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格 (残留基準) を設定。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2) 実施状況 食品規格に関する省令及び告示を平成 15 年 11 月 26 日に公布し、平成 16 年 6 月 1 日より施行 (適用)。
施策の実効性確保措置	省令及び告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	ダノフロキサシン
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛、豚、鶏の呼吸器病の治療
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701022 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われたダノフロキサシンの ADI を $18 \mu\text{g} / \text{kg}$ 体重 / 日と設定するとの評価の結果を妥当と考える。 (平成 15 年 7 月 24 日府食第 30 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 6 月 27 日)において審議され、食品規格(残留基準)の設定について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2) 実施状況 食品規格に関する告示を平成 15 年 11 月 26 日に公布し、平成 16 年 6 月 1 日より適用。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	カルバドックス
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚赤痢治療薬
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701013 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品・毒性合同部会において行われた「カルバドックス及びその代謝物であるヒドラジン、デスオキシカルバドックスは、閾値が設定できない遺伝毒性発がん物質である。」との評価結果を妥当とし、一日摂取許容量 (ADI) を設定することはできないとした。 (平成 15 年 8 月 28 日府食第 68 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会 (平成 15 年 9 月 17 日) において審議され、食品規格 (残留基準) の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会において許容一日摂取量 (ADI) を設定することができないとの評価結果を踏まえ、残留基準を「不検出」に改正。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準と試験法の一部を改正。 (2)実施状況 残留基準について、食品規格に関する告示を平成 16 年 1 月 20 日に公布し、同日より適用。試験法の一部について、食品規格に関する告示を平成 16 年 6 月 4 日に公布し、同年 7 月 4 日より適用。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	鳥インフルエンザ不活化ワクチンの使用に係る肉、卵その他の食品
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鳥インフルエンザ A 型の予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 16 年 3 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0301005 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 3 項
評価目的	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>鳥インフルエンザ不活化ワクチン（ノビリスインフルエンザ H5）については、適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は実質的に無視できると考えられる。</p> <p>ただし、以下の点については留意すべきであろう。</p> <p>ノビリスインフルエンザ H5 には、休薬期間が設定されていないことから、局所に残留したアジュバンドが摂取されることのないよう休薬期間をもつける必要があること。</p> <p>ワクチンの接種は、感染そのものを防ぐことはできないほか、ワクチンによって鳥インフルエンザに抵抗力を獲得した鶏は、臨床症状を示さずウイルスを保有する可能性があることから、早期摘発が困難になるという家畜防疫上及び公衆衛生上の問題がある。したがって、鳥インフルエンザの防疫措置は早期の摘発及びとう汰を行うことが基本であり、ワクチンの使用は、早期摘発及びとう汰により根絶を図ることが困難となった場合に限定するとともに、その場合にも、国の家畜衛生当局の指導の下に、モニタリングの実施など十分な管理措置を講じた上で行うべきである。 (平成 16 年 3 月 25 日府食第 358 号の 2)</p>
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成 16 年 3 月 25 日)において審議され、食品規格(残留基準)は設定しないことを食品衛生分科会(平成 16 年 4 月 28 日)に報告。</p> <p>(2) リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定しない。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1) 施策の概要 食品規格(残留基準)を設定しない。</p> <p>(2) 実施状況 動物用医薬品の使用に係る意見(適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は実質的に無視できると考えられる)を平成 16 年 3 月 25 日に農林水産大臣に回答。併せて、使用に当たっては、評価結果の通知に基づき休薬期間を設定するとともに、当該休薬期間が適切に遵守されるよう特段の指導について要請。</p>
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鳥インフルエンザ A 型の予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成 16 年 3 月 1 日付け 15 消安第 6562 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 3 項
評価目的	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>鳥インフルエンザ不活化ワクチン(ノビリスインフルエンザ H5)については、適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は実質的に無視できると考えられる。</p> <p>ただし、以下の点については留意すべきであろう。</p> <p>ノビリスインフルエンザ H5 には、休薬期間が設定されていないことから、局所に残留したアジュバンドが摂取されることのないよう休薬期間をもうける必要があること。</p> <p>ワクチンの接種は、感染そのものを防ぐことはできないほか、ワクチンによって鳥インフルエンザに抵抗力を獲得した鶏は、臨床症状を示さずウイルスを保有する可能性があることから、早期摘発が困難になるという家畜防疫上及び公衆衛生上の問題がある。したがって、鳥インフルエンザの防疫措置は早期の摘発及びとう汰を行うことが基本であり、ワクチンの使用は、早期摘発及びとう汰により根絶を図ることが困難となった場合に限定するとともに、その場合にも、国の家畜衛生当局の指導の下に、モニタリングの実施など十分な管理措置を講じた上で行うべきである。 (平成 16 年 3 月 25 日府食第 358 号の 1)</p>
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1)検討経過とその概要</p> <p>食料・農業・農村政策審議会消費安全分科会家畜衛生部会家きん疾病小委員会(平成 16 年 10 月 15 日)において、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(案)」が審議され、了承。</p> <p>「食品に関するリスクコミュニケーション(鳥インフルエンザワクチンに関する意見交換会)」を実施。(平成 16 年 3 月 19 日)</p> <p>(2)リスク評価結果と検討結果との関係</p> <p>万一、備蓄ワクチンを使用することとなった場合には評価結果に従い使用(注射後 36 週間は、食鳥処理場への出荷はしない。)する予定。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1)施策の概要</p> <p>「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」を農林水産大臣が策定。</p> <p>(2)実施状況</p> <p>「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」を公表(平成 16 年 11 月 18 日)。</p>
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤（フェバンテル）
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	ふぐ目魚類の寄生虫の駆除
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成 15 年 12 月 18 日付け厚生労働省発食安第 1218002 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	フェバンテルの一日摂取許容量を 0.007mg/kg 体重日（フェバンテル、フェンベンダゾール、オクスフェンダゾールのグループ ADI として）と設定する。 （平成 16 年 4 月 22 日府食第 492 号の 2）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1) 検討経過とその概要 食品衛生分科会（平成 16 年 6 月 16 日）において審議され、食品規格（残留基準）の設定に関して、平成 16 年 8 月 19 日（一部（ふぐ目魚類）の基準は同年 7 月 2 日）に厚生労働大臣に答申。</p> <p>(2) リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格（残留基準）を設定。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1) 施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。</p> <p>(2) 実施状況 食品規格に関する告示（平成 16 年 7 月 2 日答申分）を平成 16 年 7 月 6 日に公布し、同年 8 月 6 日に適用（8 月 19 日答申分については 11 月 26 日に公布、12 月 26 日より適用）。また、薬事法の承認を与えない事由に該当しない旨を平成 16 年 7 月 2 日に農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて、食品衛生法に基づく残留基準に違反することのないよう、使用基準の遵守について監視、指導を要請。</p>
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤								
評価品目の分類	動物用医薬品								
用途	ふぐ目魚類の寄生虫の駆除								
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成 15 年 12 月 18 日付け 15 消安第 4404 号)								
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 8 号								
評価目的	動物用医薬品についての製造の承認をするに当たっての食品健康影響評価								
評価結果の概要	フェバンテルの一日摂取許容量を 0.007mg/kg 体重日 (フェバンテル、フェンペンダゾール、オクスフェンダゾールのグループ ADI として) と設定する。 (平成 16 年 4 月 22 日府食第 492 号の 1)								
評価関連の特記事項									
関係行政機関における施策の実施状況									
施策の検討経過とその概要等	<p>(1) 検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会の審議終了。(平成 15 年 11 月 27 日) 用法及び用量として 1 日 1 回、魚体重 1kg 当たり、フェバンテルとして 12.5 ~ 25mg (ふぐ目魚類) の量を飼料に均一に混じて 5 日間経口投与することとし、ふぐ目魚類の休薬期間を 21 日間とすることで承認を可とするとの審議結果を得た。 平成 15 年 12 月 8 日付け薬食審第 1208005 号により、薬事・食品衛生審議会から答申。</p> <p>(2) リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、動物用医薬品として承認。</p>								
施策の概要及び実施状況	<p>(1) 施策の概要 薬事法第 14 条第 1 項に基づく動物用医薬品の製造承認に伴い、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の別表第 1「ピリメタシンを有効成分とする注射剤 (別表 2 に掲げるものを除く。)」の項の次に「フェバンテルを有効成分とする飼料添加剤」の項を追加し、使用対象動物、用法及び用量並びに使用禁止期間を下記のとおりとした。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別表 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">医薬品</th> <th style="width: 15%;">使用対象動物</th> <th style="width: 40%;">用法及び用量</th> <th style="width: 30%;">使用禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェバンテルを有効成分とする飼料添加剤</td> <td>ふぐ目魚類</td> <td>1 日量として体重 1kg 当たり 25mg 以下の量を飼料に混じて経口投与すること。</td> <td>食用に供するために水揚げする前 21 日間</td> </tr> </tbody> </table> <p>用法及び用量として、1 日 1 回、魚体重 1kg 当り、フェバンテルとして、12.5 ~ 25mg (ふぐ目魚類) の量を飼料に均一に混じて 5 日間経口投与することとし、ふぐ目魚類の休薬期間を 21 日間とすることとし、動物用医薬品として農林水産大臣が</p>	医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間	フェバンテルを有効成分とする飼料添加剤	ふぐ目魚類	1 日量として体重 1kg 当たり 25mg 以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前 21 日間
医薬品	使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間						
フェバンテルを有効成分とする飼料添加剤	ふぐ目魚類	1 日量として体重 1kg 当たり 25mg 以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前 21 日間						

	承認。 (2) 実施状況 動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を平成 16 年 7 月 14 日に公布し、同日から施行。 平成 16 年 7 月 14 日付け農林水産省指令 16 消安第 3204 号で、薬事法第 14 条第 1 項の規定に基づき、承認。
施策の実効性確保措置	使用基準に違反して当該医薬品を使用した者には、薬事法第 84 条第 17 号の規定により、3 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処される。 薬事法第 52 条の規定により、使用対象動物、用法及び用量並びに使用禁止期間等が販売時の添付文書等に記載。 都道府県による養殖業者に対する定期的な巡回指導の実施及び養殖衛生管理講習会の開催。
施策の実施状況に関する監視状況	薬事法に基づく新医薬品に指定し、6 年後に再審査。
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	鶏伝染性気管支炎生ワクチン(“京都微研,, ポールセーバー IB)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏伝染性気管支炎の予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 16 年 4 月 8 日付け厚生労働省発食安第 0408001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	鶏伝染性気管支炎生ワクチン(“京都微研,, ポールセーバー IB)が適切に使用されるに限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成 16 年 6 月 17 日府食第 669 号の 2)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成 16 年 5 月 26 日)において審議され、食品規格(残留基準)は設定しないことを食品衛生分科会(平成 16 年 10 月 15 日)に報告。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定しない。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品規格(残留基準)を設定しない。 (2)実施状況 薬事法の承認を与えない事由に該当しない旨を平成 16 年 6 月 17 日に農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	鶏伝染性気管支炎生ワクチン(“京都微研,, ポールセーバー IB)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏伝染性気管支炎の予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成 16 年 4 月 8 日付け 16 消安第 31 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 8 号
評価目的	動物用医薬品についての製造の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	鶏伝染性気管支炎生ワクチン(“京都微研,, ポールセーバー IB)が適切に使用されるに限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成 16 年 6 月 17 日府食第 669 号の 1)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会動物用医薬品等部会(平成 16 年 3 月 2 日)の審議終了。 平成 16 年 3 月 18 日付け薬食審第 0318002 号により承認を可とする答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、動物用医薬品として承認。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(“京都微研”ポールセーバー IB)を動物用医薬品として農林水産大臣が承認。 鶏伝染性気管支炎ウイルスによる鶏伝染性気管支炎を予防するために、用法は、乾燥ワクチンを添付の溶解溶液又は精製水で溶解し、1 羽分を点眼、点鼻、あるいは散霧接種する。また、さらに鶏の飲水量に応じた液量の飲用水希釈して飲水投与する。 (2)実施状況 平成 16 年 7 月 21 日付け 16 消安第 3352 号で薬事法第 14 条第 1 項に基づき、承認。
施策の実効性確保措置	薬事法第 49 条第 1 項に基づく要指示医薬品(獣医師から処方箋の交付又は指示がなければ販売してはならない。)に指定。
施策の実施状況に関する監視状況	薬事法に基づく新医薬品に指定し、6 年後に再審査。
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	豚ボルデテラ感染症精製(アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・豚パストツレラ症混合(油症アジュバンド加)不活化ワクチン(スワイバック AR コンポ2)
評価品目の分類 用途	動物用医薬品 豚の萎縮性鼻炎の予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述) 評価要請の根拠規定	厚生労働省からの要請 (平成16年4月8日付け厚生労働省発食安第0408002号) 食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留規定を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	豚ボルデテラ感染症精製(アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・豚パストツレラ症混合(油症アジュバンド加)不活化ワクチン(スワイバック AR コンポ2)が適切に使用されるに限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ただし、次の点については留意するべきであろう。 局所反応の所見から「と畜場出荷前10週間は注射しないこと」とするべきであること。 (平成16年6月17日府食第668号の2)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成16年5月26日)において審議され、食品規格(残留基準)は設定しないことを食品衛生分科会(平成16年10月15日)に報告。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定しない。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品規格(残留基準)を設定しない。 (2)実施状況 薬事法の承認を与えない事由に該当しない旨を平成16年6月17日に農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて、内閣府食品安全委員会委員長通知に基づき、休薬期間を設定するとともに、本休薬期間の遵守を含め、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	豚ボルデテラ感染症精製(アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・豚パスツレラ症混合(油症アジュバンド加)不活化ワクチン(スワイバック AR コンポ2)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	豚の萎縮性鼻炎の予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成16年4月8日付け16消安第31号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての製造の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	豚ボルデテラ感染症精製(アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・豚パスツレラ症混合(油症アジュバンド加)不活化ワクチン(スワイバック AR コンポ2)が適切に使用されるに限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 ただし、次の点については留意するべきであろう。 局所反応の所見から「と畜場出荷前10週間は注射しないこと」とするべきであること。 (平成16年6月17日府食第668号の1)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会動物用医薬品等部会(平成16年3月2日)で審議終了。 平成16年3月18日付け薬食審第0318001号により承認を可とする答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、動物用医薬品として承認。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 豚ボルデテラ感染症精製(アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・豚パスツレラ症混合(油症アジュバンド加)不活化ワクチン(スワイバック AR コンポ2)を動物用医薬品として農林水産大臣が承認。 豚のボルデテラ感染症及びパスツレラ症を予防するために、用法は、乾燥ワクチンを液状不活化ワクチンで融解し、下記の量を豚の耳根部又は臀部筋肉内に成豚又は子豚(生後5週齢以降)に1mLを2~3週間隔で2回注射する。 本剤注射後10週間とは畜処理場に出荷しないことを薬事法第52条の規定に基づく販売時の添付文書に記載。 (2)実施状況 平成16年7月21日付け16消安第3355号で薬事法第14条第1項に基づき、承認。
施策の実効性確保措置	薬事法第49条第1項に基づく要指示医薬品(獣医師から処方箋の公布又は指示がなければ販売してはならない。)に指定。 薬事法第52条の規定に基づく添付文書に出荷制限期間を記載。
施策の実施状況に関する監視状況	薬事法に基づき、新医薬品に指定し、6年後に再審査。
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	牛用インターフェロンアルファ経口投与剤(ビムロン)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛(1ヶ月齢未満)ロタウイルス感染症による軽度下痢の発生日数の短縮、症状改善、増体重低減の改善
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成16年3月19日付け厚生労働省発食安第0319001号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	牛用インターフェロンアルファ経口投与剤(ビムロン)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成16年7月8日府食第745号の2)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成16年6月29日)において審議され、食品規格(残留基準)は設定しないことを食品衛生分科会(平成16年10月15日)に報告。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定しない。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品規格(残留基準)を設定しない。 (2)実施状況 薬事法の承認を与えない事由に該当しない旨を平成16年7月8日に農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	牛用インターフェロンアルファ経口投与剤(ビムロン)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛(1ヶ月齢未満)ロタウイルス感染症による軽度下痢の発生日数の短縮、症状改善、増体重低減の改善
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成16年3月19日付け15消安第7075号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第8号
評価目的	動物用医薬品についての(製造の)承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	牛用インターフェロンアルファ経口投与剤(ビムロン)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成16年7月8日府食第745号の1)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会(平成16年3月2日)の審議終了。 平成16年3月18日付け薬食審第0318003号により答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、動物用医薬品として承認。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 牛用インターフェロンアルファ経口投与剤(ビムロン)を動物用医薬品として農林水産大臣が承認。 牛(1ヵ月齢未満)のロタウイルス感染症による軽度下痢の発症日数の短縮、症状改善、増体重低減の改善のために、用法は、1日1回、体重1kgあたり、インターフェロンアルファとして0.5国際単位を5日間経口投与。 (2)実施状況 平成16年7月16日付け消安第3332号で、薬事法第14条第1項の規定に基づき、承認。
施策の実効性確保措置	薬事法第49条第1項に基づく要指示医薬品(獣医師から処方箋の交付又は指示がなければ販売してはならない。)に指定。 承認した動物用医薬品が適切に使用されるため、薬事法第52条の規定により、用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意が販売時の添付文書等に記載。
施策の実施状況に関する監視状況	薬事法に基づき新医薬品に指定し、6年後に再審査。
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膣内挿入剤(プリッド テイゾー)及び(ユニプリッド)(プロゲステロン及び安息香酸エストラジオール)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の発情周期の同調
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成16年3月19日付け厚生労働省発食安第0319002号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膣内挿入剤(プリッド テイゾー及びユニプリッド)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成16年7月29日府食第796号の2)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成16年8月6日)において審議され、食品規格(残留基準)は設定しないことを食品衛生分科会(平成16年10月15日)に報告。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定しない。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品規格(残留基準)を設定しない。 (2)実施状況 薬事法の承認を与えない事由に該当しない旨を平成16年8月6日に農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膣内挿入剤(プリッド テイゾー)及び(ユニプリッド)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	牛の発情周期の同調
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成 16 年 3 月 19 日付け 15 消安第 7075 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 8 号
評価目的	動物用医薬品についての(輸入の)承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膣内挿入剤(プリッド テイゾー及びユニプリッド)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成 16 年 7 月 29 日府食第 796 号の 1)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事食品衛生審議会薬事分科会動物用医薬品等部会(平成 16 年 3 月 2 日)の審議終了。 平成 16 年 3 月 18 日付け薬食審第 0318006 号により答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、動物用医薬品として承認。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膣内挿入剤(プリッド テイゾー)及び(ユニプリッド)を動物用医薬品として農林水産大臣が承認。 牛の発情周期の同調のために、用法は、本剤 1 個を 12 日間膣内に留置。 (2)実施状況 平成 16 年 9 月 21 日付け消安第 4918 号及び同日付け消安第 4921 号で、薬事法第 23 条において準用する同法第 14 条 1 項の規定に基づき、承認。
施策の実効性確保措置	薬事法第 49 条第 1 項に基づく要指示医薬品(獣医師から処方箋の交付又は指示がなければ販売してはならない。)に指定。 承認した動物用医薬品が適切に使用されるため、薬事法第 52 条の規定により、用法、用量その他使用及び取扱上の必要な注意が販売時の添付文書等に記載。
施策の実施状況に関する監視状況	薬事法に基づき新医薬品に指定し、6 年後に再審査。
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(“京都微研,, キャトルウィン-6)
評価品目の分類 用途	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢-粘膜病、牛のパラインフルエンザ、牛 RS ウイルス感染症及び牛アデノウイルス(7 型)感染症の予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 16 年 7 月 2 日付け厚生労働省発食安第 0702001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(“京都微研,, キャトルウィン-6)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成 16 年 9 月 2 日府食第 895 号の 2)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成 16 年 8 月 6 日)において審議され、食品規格(残留基準)は設定しないことを食品衛生分科会(平成 16 年 10 月 15 日)に報告。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定しない。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品規格(残留基準)を設定しない。 (2)実施状況 薬事法の承認を与えない事由に該当しない旨を平成 16 年 9 月 2 日に農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(“京都微研”キヤトルウィン-6)
評価品目の分類 用途	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢-粘膜病、牛のパラインフルエンザ、牛 RS ウイルス感染症及び牛アデノウイルス(7 型)感染症の予防
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成 16 年 7 月 2 日付け 16 消安第 2629 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 8 号
評価目的	動物用医薬品についての製造の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(“京都微研”キヤトルウィン-6)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成 16 年 9 月 2 日府食第 895 号の 1)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会動物用医薬品等部会(平成 16 年 6 月 2 日)で審議終了。 平成 16 年 7 月 12 日付け薬食審第 0712001 号により承認を可とする答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、動物用医薬品として承認。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢 - 粘膜病 2 価・牛パラインフルエンザ・牛 RS ウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン(“京都微研”キヤトルウィン - 6)を動物用医薬品として農林水産大臣が承認。 牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢 - 粘膜病、牛パラインフルエンザ、牛 RS ウイルス感染症及び牛アデノウイルス感染症を予防するために、用法は、乾燥生ワクチンに液状不活化ワクチンを加えて溶解し、2mL を牛の筋肉内に注射する。 (2)実施状況 平成 16 年 9 月 24 日付け 16 消安第 5159 号で薬事法第 14 条第 1 項に基づき、承認。
施策の実効性確保措置	薬事法第 49 条第 1 項に基づく要指示医薬品(獣医師から処方箋の公布又は指示がなければ販売してはならない。)に指定。
施策の実施状況に関する監視状況	薬事法に基づき、新医薬品に指定し、6 年後に再審査。
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	鶏サルモネラ症(油性アジュバンド加)不活性化ワクチン(オイルボックス SET)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏の腸管におけるサルモネラ・エンテリティディス及びサルモネラ・ティフィムリウムの定着軽減
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 16 年 7 月 2 日付け厚生労働省発食安第 0702002 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	動物用医薬品の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	鶏サルモネラ症(油性アジュバンド加)不活性化ワクチン(オイルボックス SET)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成 16 年 9 月 2 日府食第 896 号の 2)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成 16 年 8 月 6 日)において審議され、食品規格(残留基準)は設定しないことを食品衛生分科会(平成 16 年 10 月 15 日)に報告。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定しない。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品規格(残留基準)を設定しない。 (2)実施状況 薬事法の承認を与えない事由に該当しない旨を平成 16 年 9 月 2 日に農林水産大臣に回答。併せて、農林水産大臣に対し、薬事法に基づき使用者が遵守すべき基準を定めることについて特段の意見はない旨を回答し、本剤が適切に使用されるよう監視、指導を要請。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【動物用医薬品】

評価品目名	鶏サルモネラ症(油性アジュバンド加)不活性化ワクチン(オイルボックス SET)
評価品目の分類	動物用医薬品
用途	鶏の腸管におけるサルモネラ・エンテリティディス及びサルモネラ・ティフィムリウムの定着軽減
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成 16 年 7 月 2 日付け 16 消安第 2629 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 8 号
評価目的	動物用医薬品についての製造の承認をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	鶏サルモネラ症(油性アジュバンド加)不活性化ワクチン(オイルボックス SET)が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。 (平成 16 年 9 月 2 日府食第 896 号の 1)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会動物用医薬品等部会(平成 16 年 6 月 2 日)で審議終了。 平成 16 年 7 月 12 日付け薬食審第 0712001 号により承認を可とする答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、動物用医薬品として承認。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 鶏サルモネラ症(油性アジュバンド加)不活性化ワクチン(オイルボックス SET)を動物用医薬品として農林水産大臣が承認。 鶏の腸管におけるサルモネラ・エンテリティディス及びサルモネラ・ティフィムリウムの定着軽減を行うために、5 週齢以上の種鶏及び採卵鶏の頸部中央部の皮下に 1 羽当たり 0.5mL を注射する。 (2)実施状況 平成 16 年 9 月 24 日付け 16 消安第 5162 号で薬事法第 14 条第 1 項に基づき、承認。
施策の実効性確保措置	薬事法第 49 条第 1 項に基づく要指示医薬品(獣医師から処方箋の公布又は指示がなければ販売してはならない。)に指定。 薬事法第 52 条の規定に基づく添付文書に出荷制限期間を記載。
施策の実施状況に関する監視状況	薬事法に基づき、新医薬品に指定し、6 年後に再審査。
特記事項	

【器具・容器包装】

評価品目名	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装
評価品目の分類	器具・容器包装
用途	清涼飲料水等の容器包装
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成 15 年 12 月 25 日付け厚生労働省発食安第 1225001 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 3 項
評価目的	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装についての食品健康影響評価
評価結果の概要	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装については、現在の PET と同じ用途内において、食品に直接接触する容器包装として使用することは可能である。 （平成 16 年 3 月 25 日府食第 357 号）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会器具・容器包装部会の委員とも相談し、申請者が提出した資料に記載された工程、品質管理等が適正に実施されるのであれば、食品衛生法の規定に抵触するおそれはないこと、特段の新たな措置は必要としないことを確認。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、上記のとおり確認。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 提出された資料に記載された工程、品質管理等が適正に実施されるのであれば、食品衛生法に抵触するおそれはないと判断される旨を申請者に回答。 (2)実施状況 平成 16 年 3 月 26 日に文書をもって回答。
施策の実効性確保措置	回答文書を厚生労働省ホームページにて公表。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【器具・容器包装】

評価品目名	化学分解法(ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート(BHET)に分解して再重合する方法)により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装
評価品目の分類 用途	器具・容器包装 清涼飲料等の容器包装
評価に至る経緯 (評価要請日も記述) 評価要請の根拠規定	厚生労働省からの要請 (平成16年4月13日付け厚生労働省発食安第0413001号) 食品安全基本法第24条第3項
評価目的	化学分解法(ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート(BHET)に分解して再重合する方法)により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装についての食品健康影響評価
評価結果の概要	化学分解法(ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート(BHET)に分解して再重合する方法)により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装については、現在のPETと同じ用途内において、食品に直接接触する容器包装として使用することは可能である。 (平成16年9月2日府食第894号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 化学分解法(ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート(BHET)に分解して再重合する方法)により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装に関し、現在の容器包装の規格基準に抵触せず、また、食品衛生法第16条で販売使用等が禁止される有毒器具等に該当しないと判断。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえて措置。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 化学分解法(ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート(BHET)に分解して再重合する方法)により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装に関し、現在の容器包装の規格基準に抵触せず、また、食品衛生法第16条で販売使用等が禁止される有毒器具等に該当しないと判断。 (2)実施状況 平成16年9月3日に照会者に通知。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

評価品目名	疾病にり患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し
評価品目の分類	ウイルス
用途	食品衛生法第 9 条に病肉等の販売を禁止する対象疾病を規定。と畜場法第 14 条に獣畜のとさつ又は解体の検査対象疾病を規定。食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下、「食鳥検査法」という。）第 15 条に食鳥検査対象疾病を規定している。
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成 15 年 10 月 17 日付け厚生労働省発食安第 1017001 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号、第 6 号、第 10 号及び第 3 項
評価目的	病肉等の販売禁止の範囲を定めること 獣畜のとさつ又は解体の検査の範囲を定めること 食鳥検査の範囲及び食鳥検査に合格しなかった食鳥等の措置方法を定めること 食用に供することができない等の獣畜についての措置を定めること についての食品健康影響評価
評価結果の概要	ヒトへの病原性が指摘されている疾病にり患した家畜の肉等の一部を食用とすることについて、現在把握している知見ではヒトに対しての食品健康影響（リスク）は否定できない。 ヒトへの病原性が指摘されている疾病以外の疾病については、現在把握している知見ではヒトへの病原性を有していないとはいえないことから、それら疾病にり患した家畜の肉等の一部を食用とすることによるヒトに対しての食品健康影響（リスク）は否定できない。 異常が認められた家畜の肉等については、異常が認められた部分を確実に除去すれば食用とすることによるヒトに対しての食品健康影響（リスク）は無視できるものと評価される。なお、異常の程度を判断する基準については、検査実施要領等に明確にし、これに基づいてと畜場等における検査及び措置が適切に実施されることが望ましい。 厚生労働省は、引き続き疾病のヒトへの病原性に関する科学的知見の収集や異常の原因究明等の調査研究に努め、当委員会はそのらによって得られた知見に基づきリスク評価の見直しを適宜行っていくことが適切である。 （平成 16 年 1 月 15 日府食第 44 号）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 55 号)により、と畜場法等において 50 の疾病について新たに措置基準を定めることが必要となった。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を受け、と畜場法等において新たに 50 疾病について措置基準を設定することとした。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 と畜場法施行規則、食鳥検査法施行規則を改正し、新たに 50 疾病について措置基準を設定した。 (2)実施状況 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 12 号）が平成 16 年 2 月 6 日公布、平成 16 年 2 月 27 日施行。

施策の実効性確保措置	都道府県等衛生部局課長会議等において改正内容について説明するとともに関係業者に対する周知を依頼した。
施策の実施状況に関する監視状況	食鳥検査における高病原性鳥インフルエンザ・スクリーニング検査を平成 16 年 3 月 12 日から実施するなど、と畜検査及び食鳥検査により疾病等により患した獣畜等を排除している。
特記事項	

【プリオン】

評価品目名	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保について
評価品目の分類	プリオン
用途	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 7 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0701020 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 3 項
評価目的	背根神経節を特定危険部位に相当するものとして対応するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会伝達性海綿状脳症対策部会においてとりまとめられた「背根神経節のリスクについてはせき髄と同程度であると考えられる」との評価の結果は委員会として妥当と考える。 また、この評価結果に基づき、背根神経節を含むせき柱については特定危険部位に相当する対応を講じることが適当であると考えられる。 なお、科学的知見の収集に努めるとともに、それらの知見に基づき、食品健康影響評価について適宜見直しを行うことが必要であると考えられる。 (平成 15 年 9 月 11 日府食第 101 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成 15 年 12 月 17 日)において審議され、食品、添加物等の規格基準の改正について、平成 15 年 12 月 25 日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品、添加物、器具及び容器包装について、それぞれ基準を設定することが適当である旨を答申。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第 11 条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、食品、添加物、器具及び容器包装の製造等に関する基準を設定。 (2)実施状況 食品・添加物等の規格基準に関する告示を平成 16 年 1 月 16 日に公布し、平成 16 年 2 月 16 日から施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省、文部科学省、経済産業省、日本食品衛生協会、食品産業センター、全国食肉事業協同組合連合会等にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【プリオン】

評価品目名	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等
評価品目の分類	プリオン
用途	肥料
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成 15 年 8 月 25 日付け 15 消安第 1154 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 3 項
評価目的	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用することに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>肉かすを原料としてアルカリ処理された在庫及び今後製造される液状肥料については、原料の製造段階でプリオンの不活化が期待される処理が行われ、かつ、液状肥料は製造段階においてもプリオン添加試験によって異常プリオンたん白質量及びプリオンの感染性が 1/10⁶ 以下に低下することが確認されたアルカリ処理が実施されることから、肥料として利用することについての食品健康影響評価については無視できる程度であると考える。</p> <p>ゼラチン・ゼラチン分解液を原料としてアルカリ処理された在庫及び今後製造される液状肥料については、原料が BSE 発生国又は発生の高リスクの高い国を原産国としない牛骨を原料にしたものであり、かつ、特定危険部位が除去されたものに限られていること、また、原料の製造段階においてプリオンの不活化が期待される処理が実施されることから、肥料として利用することについての食品健康影響評価については無視できる程度であると考える。</p> <p>肉かす及びゼラチン・ゼラチン分解液以外の肉骨粉を原料としてアルカリ処理された今後製造される液状肥料については、原料の処理方法、アルカリ処理の管理方法等に不明な点があることから、現時点で肥料として利用することについて食品健康影響評価を行うことは困難であり、こうした点が明らかになった時点で改めて食品健康影響評価を行うことが適当である。</p> <p>なお、肉かす及びゼラチン・ゼラチン分解液を原料にしてアルカリ処理され、製造された液状肥料については、その使用に当たって誤用・流用されないことがないよう適切な管理の徹底を図るべきであると考えている。</p> <p>(平成 15 年 11 月 14 日府食第 269 号)</p>
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1) 検討経過とその概要</p> <p>第 17 回牛海綿状脳症に関する技術検討会(平成 15 年 6 月 13 日)において、アルカリ処理された液状肥料については牛への誤用・流用防止のための措置を講じた上で、製造及び出荷の一時停止措置を解除しても差し支えないとの技術的助言を受けた。</p> <p>(2) リスク評価結果と検討結果との関係</p> <p>使用に当たって誤用・流用されないことがないよう適切な管理の徹底を図るべきであるとの評価結果を踏まえ、</p> <p>在庫品の工場からの出荷については、</p> <p>原料及び生産工程について解除条件^(注)を満たすことを確認 使用する農家等の氏名の確認</p> <p>製造及び工場からの出荷については</p> <p>製造基準の適合性について確認検査を実施 使用する農家等の氏名の確認</p> <p>を行うこととした。</p> <p>(注) 原料の肉かすの製造段階で国際獣疫事務局(OIE)が定める異常プリオンの不活性条件と同等以上の処理が行われていること。</p>

	液状肥料の製造段階でアルカリ処理が行われていること。
施策の概要及び実施状況	<p>(1) 施策の概要 肉かす及びゼラチン・ゼラチン分解液を原料にしてアルカリ処理された液状肥料の製造及び工場からの出荷の自粛要請を解除。</p> <p>(2) 実施状況 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取り扱いについて」の一部改正について平成 16 年 1 月 13 日 15 消安第 178 号で通知。</p>
施策の実効性確保措置	<p>農林水産省ホームページに掲載し周知徹底。 都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、関係団体等に対して概要資料を配付し、関係者に対する周知徹底の協力を依頼。</p>
施策の実施状況に関する監視状況	独立行政法人肥飼料検査所による製造基準への適合性の確認検査及び立入検査等を実施。
特記事項	

【プリオン】

評価品目名	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正
評価品目の分類	プリオン
用途	飼料用動物性油脂の原料として利用 肥料原料として使用
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成 15 年 11 月 11 日付け 15 消安第 3366 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 3 号及び第 5 号並びに同条第 3 項
評価目的	牛のせき柱を含む飼料の基準規格の改正及び肥料の公定規格の変更に当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>厚生労働大臣から当委員会に意見を求められた「伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保」に対して平成 15 年 9 月 11 日付け府食 101 号をもって厚生労働大臣に通知した「背根神経節のリスクについてはせき髄と同程度であると考えられる」との食品健康影響評価の結果と同一である。</p> <p>また、本件評価結果に基づき、背根神経節を含むせき柱について特定危険部位に相当する対応を講じることが適当であると考えられる。</p> <p>なお、科学的知見の収集に努めるとともに、それらの知見に基づき、本件食品健康影響評価について適宜見直しを行っていくことが必要であると考えられる。 (平成 15 年 11 月 21 日府食第 322 号)</p>
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1) 検討経過とその概要 (飼料関係) 農業資材審議会飼料分科会において答申(平成 15 年 12 月 24 日) BSE のまん延を防止するという考え方に基づき、牛のせき柱及び死亡牛を飼料の原料から排除するための新たなリスク管理措置を講じることとの答申を受けた。</p> <p>(肥料関係) 牛の部位を原料とする肥料については、せき柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。)及び死亡牛に由来するものを含むことを禁止することとし、農林水産大臣が公定規格を変更。 平成 15 年 11 月 27 日から 12 月 16 日までパブリックコメントを実施し、頂いたご意見に対する農林水産省の考え方を平成 16 年 1 月 14 日に公表。</p> <p>(2) リスク評価結果と検討結果との関係 (飼料関係) 飼料用動物性油脂の成分規格、製造方法の基準等を設定。 背根神経節を含む牛のせき柱を特定危険部位と同様に飼料の原料から排除するため、飼料について牛のせき柱及び死亡牛に由来する動物性油脂を含むことを禁止し、これらが含まれていない製造工程で製造されていることについて農林水産大臣の確認制度の導入を行うこととした。</p> <p>(肥料関係) リスク評価結果を踏まえ、公定規格を変更。 背根神経節を含む牛のせき柱を特定危険部位と同様に肥料の原料から排除するため、肥料について牛のせき柱及び死亡牛に由来する部位を含むことを禁止し、これらが含まれていない製造工程で製造されていることについて農林水産大臣の確認制度の導入を行うこととした。</p>

<p>施策の概要及び実施状況</p>	<p>(1) 施策の概要 (飼料関係) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令に以下の事項を規定 牛等（牛、めん羊、山羊及びしかをいう。以下同じ。）用飼料に、レンダリング処理により製造された反すう動物由来の動物性油脂の使用禁止 家畜等（牛等を除く。）用飼料に、牛のせき柱及び死亡牛に由来する動物性油脂を含むことを禁止 レンダリング処理による動物性油脂製造工程について農林水産大臣の確認を義務付け レンダリング処理により製造された反すう動物由来の動物性油脂を含む飼料の牛等への給与を禁止 農林水産大臣の確認を受けていない製造工程で製造されたレンダリング処理による動物性油脂を含む飼料の家畜への給与の禁止 牛等用飼料への使用が禁止されている動物性油脂を含む飼料は牛等用飼料に混入しないよう保存することを義務付け 動物性油脂を含む飼料に対象家畜の表示を義務付け レンダリング処理により製造された反すう動物由来の動物性油脂を含む飼料に使用上及び保存上の注意の表示を義務付け (肥料関係) 肥料取締法に基づく公定規格において、牛の部位を原料とする肥料については、せき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）及び死亡牛に由来するものが混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限ることを規定。</p> <p>(2) 実施状況 (飼料関係) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を平成 16 年 1 月 15 日に公布し、同年 5 月 1 日から施行。 (肥料関係) 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件等の告示の一部改正については、平成 16 年 1 月 15 日に公布し、同年 5 月 1 日から施行。</p>
<p>施策の実効性確保措置</p>	<p>(飼料関係) 農林水産省ホームページに掲載し周知徹底。 都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、関係団体等に対して通知し、関係者に対する周知徹底の協力を依頼。 都道府県、地方農政本局及び地方農政事務所、独立行政法人肥飼料検査所を対象として説明会を開催。 食肉業者、化製場業者、配合飼料業者等を対象として説明会及び意見交換会を開催。 (肥料関係) 農林水産省ホームページに掲載し周知徹底。 都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、関係団体等に対して概要資料を配付し、関係者に対する周知徹底の協力を依頼。 都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、肥料の生産・輸入業者を対象として説明会を開催。</p>
<p>施策の実施状況に関する監視状況</p>	<p>(飼料関係) 化製場の製造基準への適合性について農林水産大臣による確認を実施。平成 16 年 9 月 30 日現在、73 ケ所の化製場について製造基準に適合していることを確認した。 化製場の原料収集先等の牛のせき柱の分別状況を地方農政事務所が調査し、原料収集先の要件に不適合な場合には、指導。平成 16 年 5 月 24 日現在、2,334 ケ所の対象原料収集先のうち、</p>

	<p>332ヶ所について調査を実施した結果、原料収集先不適合な事例はなかった。また、この調査指導については、今後も継続実施。</p> <p>独立行政法人肥飼料検査所が配合飼料工場、化製場への立入検査を実施し、遵守状況を監視。本年度は、配合飼料工場189ヶ所、化製場等98ヶ所について立入検査を実施予定。</p> <p>(肥料関係)</p> <p>製造基準への適合性について農林水産大臣による確認を実施。平成16年9月30日現在、47ヶ所の化製場について製造基準に適合していることを確認した。</p> <p>化製場の原料収集先等の牛のせき柱の分別状況を地方農政事務所が調査し、原料収集先の要件に不適合な場合には、指導。平成16年12月16日現在、3399ヶ所の対象原料収集先のうち、2515ヶ所について調査を実施した結果、原料収集先の要件に不適合な事例はなかった。また、この調査については、今後も継続実施。</p>
<p>特記事項</p>	

評価品目名	BSE 発生国からの牛受精卵の輸入
評価品目の分類	プリオン
用途	品種改良、新品種の導入
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成 15 年 10 月 31 日付け 15 消安第 3007 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 3 項
評価目的	BSE 発生国からの牛受精卵について、 輸出国において、BSE が届出伝染病に指定されていること 国際受精卵移植学会 (IETS) の勧告に従って採取され、取 り扱われた受精卵であること BSE の患畜又は擬似患畜以外の牛から採取された受精卵で あることを条件に輸入を認めること についての食品健康影響評価
評価結果の概要	現在の知見では、牛受精卵によって BSE が伝達されるという 科学的根拠はなく、国際受精卵移植学会の勧告に従って採取・取 り扱われた牛受精卵による BSE のヒトへの食品健康影響につい ては無視できると考える。 (平成 16 年 1 月 15 日府食第 43 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその 概要等	(1)検討経過とその概要 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 国際受精卵移植学会の勧告に従って採取・取り扱われた牛受精 卵による BSE の人への食品健康影響については、無視できると の評価結果を受け、この内容を反映した二国間の取り決め (家畜 衛生条件) に基づき、BSE 発生国からの牛受精卵の輸入を認め ることとした。
施策の概要及び実施状 況	(1)施策の概要 BSE 発生国からの牛受精卵 (国際受精卵移植学会の勧告に従 って採取、取り扱われたものに限る。) の輸入を認める。 (2)実施状況 BSE 発生国のうち、日本向けに牛受精卵の輸出実績のある各 国及び輸出の要望がある国に対して、二国間の取り決め (家畜衛 生条件) 案を提示。米国、カナダについては取り決め済。オラン ダ、英国については協議中。
施策の実効性確保措置	動物検疫所において相手国の証明書の確認など輸入検疫を適切 に実施。
施策の実施状況に関する 監視状況	
特記事項	

評価品目名	豚由来たん白質等の飼料利用
評価品目の分類	プリオン
用途	豚及び家きん用等の飼料
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成15年11月11日付け15消安第3367号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評価目的	飼料の基準・規格の改正に当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>現在の知見では、豚及び家きんが自然状態において BSE に感染し、BSE を伝達するという科学的根拠はない。従って、豚及び家きんに由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きん用の飼料として利用することによる、ヒトへの直接的な食品健康影響については無視できると考える。</p> <p>豚及び家きん由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きんの飼料に利用することに当たっては、交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設にのみ認められるべきである。また、交差汚染を科学的にチェックするために、十分な感度・精度を有する技術の開発により一層努力し、今後、安全性を検証する仕組みを構築するべきである。</p> <p>馬については、現時点において、BSE の感受性に関する科学的知見がなく、馬に由来する肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚、馬及び家きん用の飼料として利用することによる、ヒトへの直接的な食品健康影響については評価することはできない。</p> <p>(平成16年6月24日府食第696号)</p>
評価関連の特記事項	農林水産省が行う管理方法が定まった際は、食品安全委員会に報告する。
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1) 検討経過とその概要 農業資材審議会飼料分科会(平成16年9月10日)において答申。 豚由来たん白質等の飼料利用に係る基準・規格の改正について、原料混合肉骨粉の原料として魚由来たん白質を原料とする改正については継続審議に、その他は可とするとの答申を受けた。</p> <p>(2) リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、豚由来たん白質等の成分規格、製造方法の基準等を設定。 なお、「豚及び家きん由来の肉骨粉、蒸製骨粉及び加水分解たん白質を豚及び家きんの飼料に利用することに当たっては、交差汚染を防止するための適切な管理が実施できる施設にのみ認められるべき」との指摘があったことから、当該原料の利用を希望する施設に対しては、施設におけるリスク管理の基準適合性についての農林水産大臣確認制度を導入することとしている。また、「交差汚染を科学的にチェックするために、十分な感度・精度を有する技術の開発により一層努力し、今後、安全性を検証する仕組みを構築するべき」との指摘があったことから、独立行政法人肥飼料検査所と研究開発機関及び民間企業との連携による動物性たん白質検査技術の開発・実用化に努め、リスク管理の高度化を図ることとしている。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1) 施策の概要 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令に以下の事項を規定するための改正の手続きを実施中。</p>

	<p>大臣確認を受けた豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉は、豚鶏用飼料に含むことを認める。 大臣確認を受けた家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉は、鶏豚用飼料に含むことを認める。 大臣確認を受けた豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉は、鶏豚用飼料に含むことを認める。 これらに関連する、豚由来たん白質等の製造方法、使用方法、保存方法、表示の基準について定める。 なお、馬に由来する肉骨粉等については、引き続き利用しないこととしている。</p> <p>(2)実施状況</p>
<p>施策の実効性確保措置</p>	
<p>施策の実施状況に関する監視状況</p>	
<p>特記事項</p>	<p>農業資材審議会飼料分科会において継続審議となっている原料混合肉骨粉の原料として魚由来たん白質を原料として使用する（豚鶏用飼料原料として、豚、家きん及び魚介類由来たん白質を使用）件については、12月に審議予定。</p>

【かび毒・自然毒等】

評価品目名	パツリン
評価品目の分類 用途	かび毒・自然毒等
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701014号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	パツリンの規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われたパツリンのPTDI(暫定耐容一日摂取量)を $0.4 \mu\text{g} / \text{kg}$ 体重/日と設定するとの評価結果を妥当と考える。 (平成15年7月24日府食第27号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成15年6月27日)において審議され、食品の規格基準の改正について、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、りんご加工品に係るパツリンに関する規格基準を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づく食品・添加物等の規格基準を改正し、食品の規格基準を設定。 (2)実施状況 食品・添加物等の規格基準に関する告示を平成15年11月26日に公布し、平成16年6月1日から施行。
施策の実効性確保措置	告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、指導を要請。また、内閣府食品安全委員会事務局、農林水産省にその旨を連絡。
施策の実施状況に関する監視状況	輸入品については各検疫所において監視指導を行っており、6月の告示施行後、約10件の違反が判明している(10月19日現在)。そのうち、南アフリカ産りんごジュース及び原料用りんご果汁については、9月に命令検査(輸入者自らが費用を負担し、実施される検査)の対象に指定されている。
特記事項	

【かび毒・自然毒等】

評価品目名	シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品
評価品目の分類	かび毒・自然毒等
用途	食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成16年3月24日付け厚生労働省発食安第0324001号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項
評価目的	シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品についての食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>シンフィツム(いわゆるコンフリー)が原因と考えられるヒトの肝静脈閉鎖性疾患等の健康被害例が海外において多数報告されており、特に幼児についてはより感受性が高いとの報告がある。しかし、コンフリーを食することによるリスクの程度について定量的に評価するための情報は現時点で不十分である。ただし、豪州・ニュージーランドにおいてはコンフリー等に含まれるピロリジジナルカロイドについて暫定的耐容摂取量(1μg/kgbw./day)が設定されている。</p> <p>日本においてコンフリーを使用した健康食品等がインターネットを使って販売されていることが確認されており、これらの健康食品等を摂取することによって健康被害が生じるおそれがあると考えられる。</p> <p>また、日本においてコンフリーが家庭菜園等で栽培されているとの情報もあり、栽培または自生しているコンフリーを摂食することによる健康被害が生じる可能性も否定できないことから、広く国民一般に対し、コンフリーを摂取することのリスクについて注意喚起するなどの適切なリスク管理措置を講じるべきであると考えられる。</p> <p>さらに、コンフリー以外のピロリジジナルカロイドを含む食品については、日本において一般的に大量または長期的に摂取する実態はないものと考えられ、これらの食品を摂取することによるリスクはコンフリーに比べて低いと推測されるが、引き続き摂取実態及びピロリジジナルカロイド含有等の関連情報の収集に努め、それらによって得られた知見に基づき適宜食品健康影響評価を行っていくことが適切である。 (平成16年6月17日府食第667号)</p>
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1)検討経過とその概要 平成16年6月18日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告。</p> <p>(2)リスク評価結果と検討結果との関係</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1)施策の概要 シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品の販売等を禁止。</p> <p>(2)実施状況 平成16年6月18日食安発第0618002号により販売等を禁止する旨、各都道府県、関係事業者、消費者団体に通知。</p>
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価品目名	トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食品； 鱗翅目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性を有する組換えトウモロコシ（1507 系統）と除草剤グリホサート耐性を有する組換えトウモロコシ（NK603 系統）を従来の育種法によって掛け合わせることで、双方の特性を有する品種を得たもの。 それぞれの品種については、薬事食品衛生審議会において、その安全性が確認されている。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 8 月 1 日付け厚生労働省発食安第 0801001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	食品、添加物等の規格基準第 1A 第 3 款及び第 4 款の規定に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第 3 条第 1 項の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、安全性の確認を必要とするものではなく、その安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 2 月 12 日府食第 174 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 (2) リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 食品、添加物等の規格基準第 1A 第 3 款及び第 4 款の規定に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第 3 条第 2 項の規定に基づき、安全性審査を経た旨を公表。(平成 16 年 3 月 3 日厚生労働省告示第 70 号) (2) 実施状況
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査を経た旨の公表を行った旨を通知した。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価品目名	MON810（鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ）と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類 用途	遺伝子組換え食品等 食品； 鱗翅目害虫抵抗性を有する組換えトウモロコシ(MON810 系統)と鞘翅目害虫抵抗性を有する組換えトウモロコシ(MON863 系統)を従来の育種法によって掛け合わせることで、双方の特性を有する品種を得たもの。 それぞれの品種については、薬事食品衛生審議会において、その安全性が確認されている。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 10 月 30 日付け厚生労働省発食安第 1030002 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	食品、添加物等の規格基準第 1A 第 3 款及び第 4 款の規定に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第 3 条第 1 項の規定に基づき、食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、安全性の確認を必要とするものではなく、その安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 2 月 12 日府食第 174 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品、添加物等の規格基準第 1A 第 3 款及び第 4 款の規定に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第 3 条第 2 項の規定に基づき、安全性審査を経た旨を公表。(平成 16 年 3 月 3 日厚生労働省告示第 70 号) (2)実施状況
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査を経た旨の公表を行った旨を通知した。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価品目名	LLCotton25 (除草剤耐性ワタ)
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	食品； 一般にワタにおける可食部は綿実であり、食品としての主な用途は綿実油として、家庭用サラダ油・てんぷら油に使用の他、マヨネーズやスナック菓子の原材料として広く用いられている。
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 10 月 30 日付け厚生労働省発食安第 1030002 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	遺伝子組換え食品及び添加物の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性の評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれがないものと判断した。 (平成 16 年 6 月 10 日府食第 638 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品、添加物等の規格基準第 1A 第 3 款及び第 4 款の規定に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第 3 条第 2 項の規定に基づき、安全性審査を経た旨を公表。(平成 16 年 6 月 28 日厚生労働省告示第 254 号) (2)実施状況
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査を経た旨の公表を行った旨を通知した。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価品目名	鞘翅目（コウチュウ目）害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統と鱗翅目（チョウ目）害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
評価品目の分類 用途	遺伝子組換え食品等 食品
評価に至る経緯 （評価要請日も記述） 評価要請の根拠規定	厚生労働省からの要請 （平成 16 年 8 月 12 日付け厚生労働省発食安第 0812001 号） 食品安全基本法第 24 条第 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	遺伝子組換え食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」に基づき、その安全性に問題はないと判断した。 （平成 16 年 9 月 9 日府食第 917 号）
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品、添加物等の規格基準第 1A 第 3 款及び第 4 款の規定に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」第 3 条第 4 項の規定に基づき、安全性審査を経た旨を公表。（平成 16 年 10 月 5 日厚生労働省告示第 373 号） (2)実施状況
施策の実効性確保措置	検疫所、都道府県等に対して、当該遺伝子組換え食品について安全性審査を経た旨の公表を行った旨を通知した。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【遺伝子組換え食品等】

評価品目名	ラウンドアップ・レディー・テンサイ H7-1 系統
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	(製糖後の副産物をビートパルプとして) 主に牛等用の飼料
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成 15 年 11 月 11 日付け 15 消安第 3368 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 3 号
評価目的	飼料の安全性についての確認を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき、その安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 9 月 9 日府食第 917 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 農業資材審議会飼料分科会安全性部会において、家畜等に対する飼料としての安全性について審議予定。(平成 16 年 12 月) (2) リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 (2) 実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	ファイバー食パン 爽快健美
評価品目の分類	新開発食品等
用途	難消化性でんぷんを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、お腹の調子を整えたい方に適する旨を特定の保健の目的とする食パン形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 8 月 5 日付け厚生労働省発食安第 0805001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われたファイバー食パン 爽快健美についての特定保健用食品としての安全性の審査の結果を妥当と考える。 (平成 15 年 9 月 11 日府食第 99 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会(平成 15 年 3 月 18 日)において審議され、当該食品の安全性及び効果の審査について、平成 15 年 4 月 3 日、厚生労働大臣に答申。 答申後、健康増進法に基づく許可手続き中に食品安全基本法が施行されたためにリスク評価を依頼することとなった。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可。 (2)実施状況 平成 15 年 9 月 25 日に許可。
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発出し、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を発出した。
施策の実施状況に関する	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	豆鼓 つぶタイプ
評価品目の分類	新開発食品等
用途	トウチエキスを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血糖値が気になり始めた方に適する旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 8 月 5 日付け厚生労働省発食安第 0805001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われた豆鼓 つぶタイプについての特定保健用食品としての安全性の審査の結果を妥当と考える。 (平成 15 年 9 月 11 日府食第 99 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1) 検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会(平成 15 年 6 月 16 日)において審議され、特定保健用食品の安全性及び効果の審査について、平成 15 年 6 月 27 日、厚生労働大臣に答申。 答申後、健康増進法に基づく許可手続き中に食品安全基本法が施行されたためにリスク評価を依頼することとなった。</p> <p>(2) リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1) 施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可。</p> <p>(2) 実施状況 平成 15 年 10 月 7 日に許可。</p>
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発出し、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を发出了した。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	ヘルシーコレステ
評価品目の分類	新開発食品等
用途	植物ステロールを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、コレステロールが気になる方の食生活の改善に適する旨を特定の保健の目的とする食用油形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 8 月 5 日付け厚生労働省発食安第 0805001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われたヘルシーコレステについての特定保健用食品としての安全性の審査の結果を妥当と考える。 (平成 15 年 9 月 11 日府食第 99 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会(平成 15 年 6 月 16 日)において審議され、特定保健用食品の安全性及び効果の審査について、平成 15 年 6 月 27 日、厚生労働大臣に答申。 答申後、健康増進法に基づく許可手続き中に食品安全基本法が施行されたためにリスク評価を依頼することとなった。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可。 (2)実施状況 平成 15 年 9 月 25 日に許可。
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発出し、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を発出した。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	エコナマヨネーズタイプ
評価品目の分類	新開発食品等
用途	ジアシルグリセロールを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、一般のマヨネーズと比較して、食後の血中中性脂肪が上昇しにくく、体に脂肪が付きにくい旨を特定の保健の目的とするサラダ用調味料形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 8 月 5 日付け厚生労働省発食安第 0805001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	薬事・食品衛生審議会において行われたエコナマヨネーズタイプについての特定保健用食品としての安全性の審査の結果を妥当と考える。 なお、「エコナマヨネーズタイプ」に使用されているジアシルグリセロールに係る二段階試験については、結果がわかり次第、当委員会にも報告を求めた。 (平成 15 年 9 月 11 日府食第 99 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会（平成 15 年 6 月 16 日）において審議され、特定保健用食品の安全性及び効果の審査について、平成 15 年 6 月 27 日、厚生労働大臣に答申。 答申後、健康増進法に基づく許可手続き中に食品安全基本法が施行されたためにリスク評価を依頼することとなった。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあっては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。ただし、申請者に対して、ジアシルグリセロールに係る二段階試験を行うこととされた。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可。 (2) 実施状況 平成 15 年 9 月 25 日に許可。
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発出し、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を发出了した。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	プレティオ
評価品目の分類	新開発食品等
用途	-アミノ酸を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧の高めの方に適した旨を特定の保健の目的とする乳製品乳酸菌飲料形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 2 月 5 日府食第 160 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 1 調査会(平成 16 年 2 月 17 日、平成 16 年 6 月 1 日)において審議の結果、薬事・食品衛生審議会新開発食品調査部会(平成 16 年 6 月 24 日)で審議され、特定保健用食品の安全性及び効果の審査について、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可。 (2)実施状況 平成 16 年 9 月 27 日に許可。
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発出し、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を発出した。
施策の実施状況に関する特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	マインズ<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク
評価品目の分類	新開発食品等
用途	酢酸を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧の高めの方に適した旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第13号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年2月5日府食第160号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1) 検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第1調査会(平成16年2月17日、平成16年6月1日)において審議の結果、薬事・食品衛生審議会新開発食品調査部会(平成16年6月24日)で審議され、特定保健用食品の安全性及び効果の審査について、厚生労働大臣に答申。</p> <p>(2) リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1) 施策の概要 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可。</p> <p>(2) 実施状況 平成16年11月12日に許可。</p>
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発出し、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を发出了した。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	健康博士 ギャバ
評価品目の分類	新開発食品等
用途	-アミノ酸を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧の高めの方に適した旨を特定の保健の目的とする錠剤形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 2 月 5 日府食第 160 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 1 調査会(平成 16 年 2 月 17 日)において審議され、継続審議とされた。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 (2)実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	LC1 ヨーグルト
評価品目の分類	新開発食品等
用途	LC1 乳酸菌を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、腸内環境改善に役立つ旨を特定の保健の目的とするはっ酵乳形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 3 月 11 日府食第 279 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 2 調査会(平成 16 年 5 月 31 日)において審議の結果、薬事・食品衛生審議会新開発食品調査部会(平成 16 年 6 月 24 日)で審議され、特定保健用食品の安全性及び効果の審査について、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可。 (2) 実施状況 平成 16 年 8 月 20 日に許可。
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発出し、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を发出了した。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	グリコ ヨーグルト GCL1001
評価品目の分類	新開発食品等
用途	ラクトバチルス・ヘルベティカス GCL1001 を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、お腹の調子を整える旨を特定の保健の目的とするヨーグルト形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 3 月 11 日府食第 279 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 2 調査会(平成 16 年 5 月 31 日)において審議され、継続審議とされた。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 (2)実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）
評価品目の分類	新開発食品等
用途	栄養補助、便秘改善、ダイエット効果等 ビタミン、ミネラル、食物繊維を豊富に含む食品として販売されていた。
評価に至る経緯 （評価要請日も記述）	厚生労働省からの要請 （平成 15 年 8 月 29 日付け厚生労働省発食安第 0829001 号）
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号
評価目的	サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品を販売禁止するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>現在得られている知見・情報から判断すると、閉塞性細気管支炎を引き起こす原因物質やその作用機序は特定されていないものの、これまで、アマメシバの粉末の長期摂取が原因と疑われる閉塞性細気管支炎の発症事例が報告されていること等から、アマメシバ粉末（これを錠剤にしたものを含む）の長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない。</p> <p>なお、引き続き、アマメシバの粉末、錠剤等の形態の加工食品による健康被害事例の積極的な把握に努めるべきである。さらに、食品健康影響評価を適切に行うためには、原因物質の特定のための調査・分析を進めることが重要であると考えられる。</p> <p>（平成 15 年 9 月 4 日府食第 83 号）</p>
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1) 検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会への諮問（平成 15 年 9 月 4 日） 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において答申（平成 15 年 9 月 5 日） 食品衛生法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき販売を禁止することは適当であるとの答申を受けた。</p> <p>(2) リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあっては、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がないものとされた。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1) 施策の概要 食品衛生法第 7 条第 2 項に基づき、サウロパス・アンドロジナス（別名アマメシバ）を含む粉末剤、錠剤等の剤型の加工食品について、暫定的に販売禁止。</p> <p>(2) 実施状況 食品衛生法第 4 条の 2 第 5 項の規定に基づき平成 15 年 9 月 12 日に告示し、即日施行。</p>
施策の実効性確保措置	都道府県、食品関係団体等に対して通知を發出し周知した。
施策の実施状況に関する監視状況	都道府県等からの違反事例の報告はない。
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	オリゴメイト S-HP
評価品目の分類	新開発食品等
用途	ガラクトオリゴ糖を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、おなかの調子を整え、お通じを良くする旨を特定の保健の目的とするテーブルシュガー形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 4 月 8 日府食第 440 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 2 調査会(平成 16 年 5 月 31 日)において審議の結果、薬事・食品衛生審議会食品衛生審議会新開発食品調査部会(平成 16 年 6 月 24 日)において審議され、特定保健用食品の安全性及び効果の審査について、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可。 (2)実施状況 平成 16 年 9 月 27 日に許可。
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発行し、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を发出了した。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	リセッタ 健康ソフト
評価品目の分類	新開発食品等
用途	中鎖脂肪酸を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、体に脂肪が付きにくい旨を特定の保健の目的とするマーガリン形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条1項第13号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 なお、一過性の下痢等の症状が報告されていたこと、また、糖尿病患者等が本食品を大量かつ断続的に摂取した場合の安全性についての懸念を否定できないことから、治療を受けている者が摂食する場合は医師に相談するといったような適切な注意喚起等の措置を講じることが必要である。 (平成16年4月8日府食第440号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第1調査会(平成16年6月16日)において審議の結果、薬事・食品衛生審議会食品衛生審議会新開発食品調査部会(平成16年6月24日)において審議され、特定保健用食品の安全性及び効果の審査について、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあっては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。なお、リスク評価結果を踏まえ、「医師の指導による食事制限を受けられている方は、御相談の上御使用ください。」との注意喚起を付した。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 健康増進法第26条に基づき、特定保健用食品として許可。 (2)実施状況 平成16年8月20日に許可。
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発行し、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を发出了した。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	「リセッタ ソフト」に改名。

【新開発食品等】

評価品目名	ピュアセレクトサラリア
評価品目の分類	新開発食品等
用途	食物コレステロールを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、コレステロールが高めの方に適した旨を特定の保健の目的とするマヨネーズドレッシング形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 4 月 8 日府食第 440 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 1 調査会(平成 16 年 6 月 1 日)において審議の結果、薬事・食品衛生審議会食品衛生審議会新開発食品調査部会(平成 16 年 6 月 24 日)において審議され、特定保健用食品の安全性及び効果の審査について、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可。 (2)実施状況 平成 16 年 8 月 20 日に許可。
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発行し、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を发出了した。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	チチヤス低糖ヨーグルト
評価品目の分類	新開発食品等
用途	ロイテリ菌を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、おなかの調子を整える旨を特定の保健の目的とするはっ酵乳形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条1項第13号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年4月22日府食第476号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第2調査会(平成16年5月31日)において審議され、継続審議とされた。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 (2)実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	クエーカーオートミール
評価品目の分類	新開発食品等
用途	- グルカンを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、コレステロールが気になる方の食生活の改善に役立つ旨を特定の保健の目的とするオートミール形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 4 月 22 日府食第 476 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 1 調査会(平成 16 年 6 月 16 日)において審議され、継続審議とされた。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 (2)実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	ブレンディ コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー
評価品目の分類	新開発食品等
用途	コーヒーオリゴ糖を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、おなかの調子に気をつけている方に適している旨を特定の保健の目的とする粉末清涼飲料形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 4 月 22 日府食第 476 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 2 調査会(平成 16 年 5 月 31 日)において審議の結果、薬事・食品衛生審議会食品衛生審議会新開発食品調査部会(平成 16 年 6 月 24 日)において審議され、特定保健用食品の安全性及び効果の審査について、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可。 (2)実施状況 平成 16 年 11 月 12 日に許可。
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発行し、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を发出了した。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	「ブレンディ コーヒーオリゴ糖入りインスタントコーヒー」に改名。

【新開発食品等】

評価品目名	ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ
評価品目の分類	新開発食品等
用途	コーヒーオリゴ糖を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、おなかの調子に気をつけている方に適している旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 4 月 22 日府食第 476 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 2 調査会(平成 16 年 5 月 31 日及び平成 16 年 8 月 25 日)において審議の結果、薬事・食品衛生審議会食品衛生審議会新開発食品調査部会(平成 16 年 9 月 30 日)において審議され、特定保健用食品の安全性及び効果の審査について、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可予定。 (2)実施状況 許可書発行作業中。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー
評価品目の分類	新開発食品等
用途	コーヒーオリゴ糖を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、おなかの調子に気をつけている方に適している旨を特定の保健の目的とする粉末清涼飲料形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 4 月 22 日府食第 476 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 2 調査会(平成 16 年 5 月 31 日)において審議の結果、薬事・食品衛生審議会食品衛生審議会新開発食品調査部会(平成 16 年 6 月 24 日)において審議され、特定保健用食品の安全性及び効果の審査について、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可。 (2)実施状況 平成 16 年 11 月 12 日に許可。
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発行し、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を发出了した。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	「ブレンディ コーヒーオリゴ糖入りカフェオレミックスコーヒー」に改名。

【新開発食品等】

評価品目名	ブレンディ コーヒーオリゴ入りミックスコーヒー
評価品目の分類	新開発食品等
用途	コーヒーオリゴ糖を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、おなかの調子に気をつけている方に適している旨を特定の保健の目的とする粉末清涼飲料形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 4 月 22 日府食第 476 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 2 調査会(平成 16 年 5 月 31 日)において審議の結果、薬事・食品衛生審議会食品衛生審議会新開発食品調査部会(平成 16 年 6 月 24 日)において審議され、特定保健用食品の安全性及び効果の審査について、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可。 (2)実施状況 平成 16 年 11 月 12 日に許可。
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発行し、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を发出了した。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	「ブレンディ コーヒーオリゴ糖入りミックスコーヒー」に改名。

【新開発食品等】

評価品目名	リポスルー
評価品目の分類	新開発食品等
用途	ベータコングリシニンを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、中性脂肪の気になる方や体脂肪の気になる方に適している旨を特定の保健の目的とする錠菓形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条1項第13号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年4月22日府食第476号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第1調査会(平成16年6月16日)において審議され、継続審議とされた。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 (2)実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	ヘルシープラス 野菜 MIX ゼリー
評価品目の分類	新開発食品等
用途	わかめペプチドを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧が高めの方に適した旨を特定の保健の目的とするゼリー形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 6 月 10 日府食第 637 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会食品衛生審議会新開発食品調査部会(平成 16 年 6 月 24 日)において審議され、特定保健用食品の安全性及び効果の審査について、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可。 (2)実施状況 平成 16 年 9 月 27 日に許可。
施策の実効性確保措置	許可を受けようとする者に対して許可書を発行し、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県知事に対し通知を发出了した。
施策の実施状況に関する	
特記事項	「わかめペプチドゼリー(りんご風味)」に改名。「わかめペプチドゼリー(りんご風味)」に改名。

【新開発食品等】

評価品目名	毎日海菜 海苔ペプチド
評価品目の分類	新開発食品等
用途	海苔オリゴペプチドを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧が高めの方に適する旨を特定の保健の目的とする顆粒形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 6 月 10 日府食第 637 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1) 検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 1 調査会(平成 16 年 8 月 31 日)において審議の結果、薬事・食品衛生審議会食品衛生審議会新開発食品調査部会(平成 16 年 6 月 24 日)において審議され、特定保健用食品の安全性及び効果の審査について、厚生労働大臣に答申。 (2) リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果に基づき、評価品目にあつては、特定保健用食品として許可して差し支えないとされた。
施策の概要及び実施状況	(1) 施策の概要 健康増進法第 26 条に基づき、特定保健用食品として許可予定。 (2) 実施状況 健康増進法第 26 条に基づく許可試験実施中。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	キューピーコントロール
評価品目の分類	新開発食品等
用途	植物性ステロールを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、コレステロールが気になる方の食生活改善に役立つ旨を特定の保健の目的とするマヨネーズタイプ形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条1項第13号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年6月10日府食第637号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第1調査会(平成16年8月31日)において審議され、継続審議とされた。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 (2)実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント
評価品目の分類	新開発食品等
用途	フッ素含有緑茶抽出物を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、虫歯になりにくい歯を作る旨を特定の保健の目的とするガム形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 16 年 1 月 19 日付け厚生労働省発食安第 0119001 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 6 月 24 日府食第 682 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 2 調査会(平成 16 年 8 月 25 日)において審議され、継続審議とされた。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 (2)実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	健康道場 おいしい青汁
評価品目の分類	新開発食品等
用途	ブロッコリー・キャベツ由来の SMCS (S - メチルシステインシルホキド) を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、コレステロールが気になる方に適する旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成 15 年 10 月 28 日付け厚生労働省発食安第 1028004 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条 1 項第 13 号、食品安全委員会令第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第 1 号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成 16 年 9 月 16 日府食第 918 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第 1 調査会 (平成 16 年 11 月 18 日) において審議され、継続審議とされた。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 (2)実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【新開発食品等】

評価品目名	ゴマペブ茶
評価品目の分類	新開発食品等
用途	ゴマペブチドを特定の保健の目的に資する栄養成分とし、血圧が高めの方に適した旨を特定の保健の目的とする清涼飲料水形態の食品
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成16年1月19日付け厚生労働省発食安第0119001号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条1項第13号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第1号
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断した。 (平成16年9月16日府食第918号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 薬事・食品衛生審議会新開発食品評価第1調査会(平成16年11月18日)において審議され、継続審議とされた。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 (2)実施状況
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【肥料・飼料等】

評価品目名	アスタキサンチン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	養殖水産動物の色調強化
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年8月25日付け厚生労働省発食安第0825002号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	アスタキサンチンの一日許容摂取量を設定しない。 (平成16年3月11日府食第281号の2)
評価品目名	
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会(平成16年3月12日)において審議され、食品規格(残留基準)は設定しないことを食品衛生分科会(平成16年3月16日)に報告。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定しない。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品規格(残留基準)を設定しない。 (2)実施状況 飼料添加物の基準・規格の改正については特段の意見がない旨を平成16年3月12日に農林水産大臣に回答。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【肥料・飼料等】

評価品目名	アスタキサンチン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	<p>養殖水産動物の色調強化</p> <p>アスタキサンチンは自然界に広く存在するカロテノイドの一種で、サケ・マス等の筋肉や皮膚等の色調強化に効果を有することが知られている。</p> <p>我が国においては、平成3年6月に飼料添加物として指定され、一部の養殖水産動物の色調強化に用いられている。</p>
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成15年8月25日付け15消安第1321号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号
評価目的	当該飼料添加物に係る飼料一般の成分規格を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	アスタキサンチンの一日許容摂取量を設定しない。 (平成16年3月11日府食第281号の1)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1) 検討経過とその概要</p> <p>農業資材審議会(平成16年9月10日)において答申。 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の対象となるすべての魚類及び甲殻類について、飼料中のアスタキサンチンの含有を可能とするとともに、含有量の上限については、魚類用飼料では飼料1トン当たり100g以下、甲殻類用飼料では飼料1トン当たり200g以下とする改正が可とされた</p> <p>(2) リスク評価結果と検討結果との関係</p> <p>リスク評価結果を踏まえ、当該飼料添加物に係る飼料一般の成分規格を設定。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1) 施策の概要</p> <p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を改正。</p> <p>(2) 実施状況</p> <p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を平成16年10月27日に公布し、平成17年2月1日から施行。</p>
施策の実効性確保措置	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する政令の一部を改正する省令の施行日(平成17年2月1日)までに、当該改正の実施に当たっての留意事項を定め、周知徹底。
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【肥料・飼料等】

評価品目名	カンタキサンチン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	養殖水産動物の色調強化
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	厚生労働省からの要請 (平成15年8月25日付け厚生労働省発食安第0825002号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	飼料添加物の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	カンタキサンチンの一日許容摂取量を0.025 mg/kg体重/日と設定する。 (平成16年3月11日府食第281号の2)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	(1)検討経過とその概要 食品衛生分科会(平成16年6月16日)において審議され、食品規格(残留基準)の設定に関して、同日、厚生労働大臣に答申。 (2)リスク評価結果と検討結果との関係 食品安全委員会による評価結果を踏まえ、食品規格(残留基準)を設定。
施策の概要及び実施状況	(1)施策の概要 食品衛生法第11条に基づき、食品・添加物等の規格基準を改正し、残留基準を設定。 (2)実施状況 食品規格に関する告示を平成16年11月26日に公布し、平成17年2月1日より適用。また、農林水産大臣に対し、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料添加物の基準・規格の改正について、食品衛生法に基づく残留基準が遵守されるよう適切な対処を要請。
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【肥料・飼料等】

評価品目名	カンタキサンチン
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	<p>養殖水産動物の色調強化</p> <p>カンタキサンチンは自然界に存在するカロテノイドの一種で、鶏の卵や筋肉、皮膚等及びサケ・マス等の筋肉や皮膚等の色調強化に効果を有することが知られている。</p> <p>我が国においては、平成 14 年 4 月に飼料添加物として指定され、鶏や一部の養殖水産動物の色調強化に用いられている。</p>
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成 15 年 8 月 25 日付け 15 消安第 1321 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 5 号
評価目的	当該飼料添加物に係る飼料一般の成分規格を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>カンタキサンチンの一日許容摂取量を 0.025 mg / kg 体重 / 日と設定する。</p> <p>(平成 16 年 3 月 11 日府食第 281 号の 1)</p>
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1) 検討経過とその概要</p> <p>農業資材審議会(平成 16 年 9 月 10 日)において答申。 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の対象となる鶏、サケ科魚類及び甲殻類について、飼料中のカンタキサンチンの含有を可能とするとともに、含有量の上限については、鶏用飼料では飼料 1 トン当たり 8g 以下、サケ科魚類用飼料及び甲殻類用飼料では飼料 1 トン当たり 80g 以下とする改正が可とされた。</p> <p>(2) リスク評価結果と検討結果との関係</p> <p>リスク評価結果を踏まえ、当該飼料添加物に係る飼料一般の成分規格を設定。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1) 施策の概要</p> <p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を改正。</p> <p>(2) 実施状況</p> <p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を平成 16 年 10 月 27 日に公布し、平成 17 年 2 月 1 日から施行。</p>
施策の実効性確保措置	
施策の実施状況に関する監視状況	
特記事項	

【肥料・飼料等】

評価品目名	焼成りん肥
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	りん酸の供給及び土壌酸度の矯正
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成15年12月8日付け15消安第3948号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第3号
評価目的	「焼成りん肥」の公定規格の変更をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる。 (平成16年3月18日府食第315号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1)検討経過とその概要 生産業者による栽培試験の成績並びに独立行政法人肥飼料検査所における肥料の有効成分及び植物に対する有害成分の含有量等の調査結果を踏まえ、農林水産大臣が公定規格を変更。 平成15年12月19日から平成16年1月19日までパブリックコメントを実施し、頂いたご意見に対する農林水産省の考え方を平成16年4月19日に公表。</p> <p>(2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、公定規格を変更。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1)施策の概要 肥料取締法に基づき「焼成りん肥」の公定規格を変更し、含有すべき主成分に「アルカリ分」を追加し、その最小量を設定。</p> <p>(2)実施状況 普通肥料の公定規格の一部を改正する告示を平成16年4月23日公布し、同年5月25日から施行</p>
施策の実効性確保措置	<p>農林水産省ホームページに掲載し周知徹底。 都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、関係団体等に対して概要資料を配付し、関係者に対する周知徹底の協力を依頼。 都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、肥料の生産・輸入業者を対象として説明会を開催。</p>
施策の実施状況に関する監視状況	肥料取締法に基づく肥料登録申請における独立行政法人肥飼料検査所による公定規格との適合性の調査及び立入検査を実施。
特記事項	

【肥料・飼料等】

評価品目名	混合汚泥複合肥料
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	窒素、りん酸、加里等の供給
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成15年12月8日付け15消安第3948号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第3号
評価目的	「混合汚泥複合肥料」の公定規格の設定をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる。 (平成16年3月18日府食第315号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1) 検討経過とその概要 生産業者による栽培試験の成績並びに独立行政法人肥飼料検査所における肥料の有効成分及び植物に対する有害成分の含有量等の調査結果を踏まえ、農林水産大臣が公定規格を設定。 平成15年12月19日から平成16年1月19日までパブリックコメントを実施し、頂いたご意見に対する農林水産省の考え方を平成16年4月19日に公表。</p> <p>(2) リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、公定規格を設定。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1) 施策の概要 肥料取締法に基づき「混合汚泥複合肥料」の公定規格を設定し、含有すべき主成分の最小量、有害成分の最大量及びその他の制限事項を設定。</p> <p>(2) 実施状況 普通肥料の公定規格の一部を改正する告示を平成16年4月23日公布し、同年5月25日から施行。</p>
施策の実効性確保措置	<p>農林水産省ホームページに掲載し周知徹底。 都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、関係団体等に対して概要資料を配付し、関係者に対する周知徹底の協力を依頼。 都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、肥料の生産・輸入業者を対象として説明会を開催。</p>
施策の実施状況に関する監視状況	肥料取締法に基づく肥料登録申請における独立行政法人肥飼料検査所による公定規格との適合性の調査及び立入検査等を実施。
特記事項	

【肥料・飼料等】

評価品目名	熔成汚泥灰複合肥料
評価品目の分類	肥料・飼料等
用途	りん酸、加里等の供給
評価に至る経緯 (評価要請日も記述)	農林水産省からの要請 (平成 15 年 12 月 8 日付け 15 消安第 3948 号)
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第 24 条第 1 項第 3 号
評価目的	「熔成汚泥灰複合肥料」の公定規格の設定をするに当たっての食品健康影響評価
評価結果の概要	適切に施用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる。 (平成 16 年 3 月 18 日府食第 315 号)
評価関連の特記事項	
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過とその概要等	<p>(1)検討経過とその概要 生産業者による栽培試験の成績並びに独立行政法人肥飼料検査所における肥料の有効成分及び植物に対する有害成分の含有量等の調査結果を踏まえ、農林水産大臣が公定規格を設定。 平成 15 年 12 月 19 日から平成 16 年 1 月 19 日までパブリックコメントを実施し、頂いたご意見に対する農林水産省の考え方を平成 16 年 4 月 19 日に公表。</p> <p>(2)リスク評価結果と検討結果との関係 リスク評価結果を踏まえ、公定規格を設定。</p>
施策の概要及び実施状況	<p>(1)施策の概要 肥料取締法に基づき「熔成汚泥灰複合肥料」の公定規格を設定し、含有すべき主成分の最小量、有害成分の最大量及びその他の制限事項を設定。</p> <p>(2)実施状況 普通肥料の公定規格の一部を改正する告示を平成 16 年 4 月 23 日公布し、同年 5 月 25 日から施行。</p>
施策の実効性確保措置	<p>農林水産省ホームページに掲載し周知徹底。 都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、関係団体等に対して概要資料を配付し、関係者に対する周知徹底の協力を依頼。 都道府県、独立行政法人肥飼料検査所、肥料の生産・輸入業者を対象として説明会を開催。</p>
施策の実施状況に関する監視状況	肥料取締法に基づく肥料登録申請における独立行政法人肥飼料検査所による公定規格との適合性の調査及び立入検査等を実施。
特記事項	